令和４年第４回　飯塚市議会会議録第４号

　令和４年９月１２日（月曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第８日　　９月１２日（月曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（秀村長利）

　これより本会議を開きます。９月９日に引き続き一般質問を行います。９番　永末雄大議員に発言を許します。９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　今回は１番目で質問のほうをさせていただきます。今回は「学校教育の現状について」ということで、１点のみ質問通告させてもらっておりますので、ぜひ前向きな、建設的な議論をやりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、まず１つ目、本市の全国学力テストの結果についてという部分を質問させていただきます。今回の一般質問では、先ほど申し上げましたとおり、本市の「学校教育の現状について」ということで質問をいたします。これから先の未来に何が残せるのか、どういった社会を将来世代に引き継ぐのかということを常に考え、私たちは日々議論を重ねているかと思うんですけれども、将来ビジョンを構想するに当たり、教育というのは最も重要な要素であることに異論はないと思います。これまでの学校教育がどういうものだったのかということが、今の飯塚市を形成していると思いますし、また、今の学校教育というのが、これからの飯塚市を形成していくと考えます。子どもたちが学校という社会の中で学ぶこと、経験すること、感じることは大変に多くありますので、学力というのは、学校で学ぶことの一部という見方もあるかもしれませんが、学校教育でしっかりとした学習の基礎をつくっておくことが、その先の人生において、たとえ進学という進路を選ばないとしても、大変に大きな意味を持つと考えます。そのような意味で、客観的な物差しとして学力テストの結果には着目しております。

先日、新聞にその全国学力テストの県内結果が報じられておりました。教育事務所管内での比較となっておりましたので、筑豊というくくりになっておりましたが、全国平均を１００とした際に、筑豊管内の小学校の国語は９５．７、算数は９４．１、中学校の国語は９３．８、数学は８４．７という結果が出ておりました。残念ながら、小学校、中学校の全ての科目において、県内で一番下というふうになっておりました。その現状に危機感を抱きましたが、一方で、飯塚市単体としての結果というのはどうなっているんだろうというふうに疑問に思いました。

そこで、まず今年度の全国学力テストの結果について答弁をお願いします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　全国学力テストでございますけれども、全国学力テストは小学校６年生と中学校３年生を対象に、毎年４月下旬頃に実施されております全国学力・学習状況調査のことでございます。本年度は、国語、算数、中学校では数学になりますが、こちらに３年に１度程度実施される理科を加えた３教科で実施されました。結果につきましては、小学校では国語、算数、理科、全ての区分において全国平均を上回っております。中学校におきましては３教科全てにおいて、若干、全国を下回る結果となっております。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　今の答弁からいきますと、小学校は全国平均を上回っているけれども、中学校では残念ながら、少し下回っているということですけれども、できれば具体的な数字としてお示しいただけないでしょうか。過去との比較で推移を含めて答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　全国学力・学習状況調査は、同一の児童生徒の進級に伴う学力の推移を示すものではなく、当該年度の対象学年の学力の状況を示すものとなり、毎年受験生が変わりますので、年によって結果に変動がございます。平成２９年度と令和３年度のほうを比較しますと、全国平均を１００としたときに、小学校については国語が１０１．４ポイントだったものが１０６．６ポイント、５．２ポイントのアップでございます。算数が９９．４ポイントだったものが１０４．５ポイントと５．１ポイントのアップ、国語、算数の総合では１００．４ポイントであったものが１０５．６ポイントと５．２ポイントのアップとなっております。また、中学校については、国語が９５．１ポイントだったものが９７．８ポイント、２．７ポイントのアップ、数学が８８．４ポイントだったものが９８．９ポイントと１０．５ポイントのアップ、国語、数学の総合では９１．７ポイントであったものが９８．３ポイントと６．６ポイントのアップとなっております。このように、飯塚市立の小中学校につきましては、小中ともに上昇傾向となっているところでございます。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　具体的にありがとうございます。推移もお示しいただきましたので、非常によく分かりました。部長がおっしゃるように、その年々で受ける方が当然違いますので、比較というのは難しい部分はあるかもしれませんけれども、基準として、しっかりと一つの目安として、把握できるかと思います。そういった意味で、先ほどの令和３年度の結果では、小学校で１０５．６、中学校で９８．３ということでしたので、これは５年前と比べても、大きく数字が上がっております。筑豊地区と本市の結果の比較について、具体的な数字で答弁いただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本市におきましては、小中ともに全区分において、筑豊地区の平均を上回っている結果となっているところでございます。併せまして、令和３年度の結果での比較で申し上げますと、筑豊地区の平均に対し、本市は小学校の国語でプラス９．９ポイント、算数でプラス９ポイント、中学校の国語では５．６ポイント、数学でプラス８．８ポイントと、いずれも筑豊地区の平均を上回る結果を収めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　本市においても、過去と比較しまして、５年前と比較しましても大きく数字が伸びていますし、筑豊地区内の平均と比べてもかなり大きく上回っているということですので、正直その結果には安心いたしております。かなりはっきりとした数字で成果が出ていると思うのですけれども、これだけの成果というのは、どういった取組から出ているのか、その結果につながっているというふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本市が継続して実施している学習プログラムとして、学習の基盤づくりとして実施している多層指導モデルＭＩＭ、基礎基本の定着として実施している徹底反復学習、そして、思考力、判断力、表現力の育成のために実施している協調学習、こちらは知識構成型ジグソー法というのがございます。これらのプログラムが、学校における組織的な学力向上の取組を充実させ、各種学力テストの結果につながっているものと考えております。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　先ほど答弁されました三本柱と言いますか、多層指導モデルＭＩＭ、徹底反復学習、協調学習というのは、以前からそこに力を入れてやっていますというのは聞いておりましたので、その結果がついてきているのではないかというふうなことかと思うんですけれど、すみません、改めてお聞きしますが、その三本柱、多層指導モデルＭＩＭと徹底反復学習、協調学習とはどういった内容なのか、再度お示しいただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　まず、多層指導モデルＭＩＭ、こちらは小学校１年生の国語の時間に行われているもので、言葉の読みにつまずきがある児童を早期に見いだして、適切な指導を行うことで、児童の学習に対する困り感を解消する学習法でございます。次に、徹底反復学習は朝の１０分程度の時間帯を利用して、１００マス計算や漢字の書き取りなどを集中し、反復して行うことで、基礎基本の学力の定着や学習に対する集中力を養うことを目的とした学習法でございます。最後に、協調学習でございますが、こちらは児童生徒の思考力、判断力、表現力等を養うため、１人では解決困難な課題に対して、３名程度の小集団で協働して、各自必要な情報を集めながら、課題の解決に取り組む学習方法でございます。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　これだけ明確な結果として現れているので、その取組というのは、過去の取組というのは正しかったのではないかというふうに、ある意味証明されているかと思います。新聞報道を見るだけでは、筑豊地区という部分で見ますと、ちょっと低く数字で出ていましたので、飯塚市においてもどうなのかなというふうにちょっと心配していた部分ありましたが、実際にこういった形で示されましたので、ここの部分、しっかりと今後も頑張っていただきたいと思います。

ただ、飯塚市全域の平均で見ますと、すばらしい数字が出ているんですけれども、やはり、どうしても学校によって結果の違いというのは生じていると思います。具体的にどこの学校がどうなんですかという部分まではお聞きしませんが、当然、飯塚市の平均よりも高い学校もあれば、その平均に到達していない学校というのもあるわけですけれども、その際に、平均に到達していない学校に対するフォロー体制というのをしっかりと持っているかということは、学力の地域の格差といいますか、そういうのを固定させないという意味で、特に大切だと考えるんですけれども、その点につきまして答弁をお願いします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　結果が思わしくなかった学校につきましては、ヒアリングを行い、課題の把握を行い、重点的に学力向上に取り組む指定校として、課題の解決を図ることとしているところでございます。また、毎年、数校の徹底反復学習モデル校を指定して、基礎基本の確実な定着を図っているところです。加えて、毎年７月には全学校長に対し、教育長、教育部長等による学力向上ヒアリングを実施して、学力向上の取組の見直しと充実を目指しているところでございます。

また、各学校においてですけれども、学校の実態に応じた学力向上プラン、検証改善ロードマップを作成しており、各種テスト結果分析を基にしたＰＤＣＡサイクルによる授業改善に鋭意取り組んでいるところでございます。

本市といたしましては、先ほどお答えいたしましたＭＩＭなどのプログラムに加え、検証改善ロードマップ等を有効に活用できるよう、教員を対象とした各種研修会も継続して実施することにより、学校独自の取組を支援し、さらなる学力向上の取組の充実に努めていきたいと考えています。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　どのようなフォロー体制を持たれているのかというのが具体的に分かりました。ぜひ、学校同士、お互いに切磋琢磨できる雰囲気づくりを意識していただきたいと思います。学力の数字を具体的に質問いたしておりますので、やや矛盾するように聞こえるかもしれませんが、数字のみが独り歩きしないようにご努力いただきたいと思います。学校にはそれぞれ特色がありますし、学力だけでは測れないプライスレスな部分もあると思います。しかし一方で、学力を全く意識しないというのも違うと思います。当然、もう既にご認識のほうをいただいていると思いますけれども、その両者のバランスというのをしっかりと意識して、お互いの学校同士がいい意味で前向きな競争意識を持ち、いい取組を共有でき、切磋琢磨できる環境というのを整えていただきたいと思います。そのような雰囲気づくり、仕組みづくりというものこそが、教育委員会の重要な役割ではなかろうかというふうに思いますので、しっかりとお願いいたします。

学力の部分に戻ります。既に大きな成果が出ている状況ではありますが、今後につきまして、どのように取り組んでいかれるように考えているのか、答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　今回の全国学力テスト結果を分析して、課題を把握するとともに、先ほど答弁いたしました多層指導モデルＭＩＭ、徹底反復学習、協調学習に加え、小学校英語教育推進事業としてオンライン英会話を継続して実施し、学力の向上に取り組んでまいります。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　結果が出ていますけれども、気を抜かずに、しっかりと分析をされて、さらに高いレベルを目指していただきたいと思います。先ほどの答弁のほうで、今後、先ほどの三本柱に加えましてオンライン英会話に重点的に取り組んでいくということでしたけれども、学力向上の取組にこちらの部分を追加した意図を答弁いただけますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　英語力はこれからのグローバル化社会を生き抜く子どもたちに必要な力であり、本市におきましては、子どもたちの英語力の向上は重要な教育課題であると考えております。本市においては、既に小学校でオンライン英会話を実施し、小学校段階での英語力の向上に努めているところですが、今後は小学校と中学校を通して系統的に実践的な英語教育を施すための施策を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　英語に今後しっかりと力を入れていくということです。その方向性につきましては、大変に強く賛同いたしたいと思います。ご答弁にありましたように、英語はこれからのグローバル化社会において必須の力であるということは間違いないと思います。しかし、現時点で日本人の英語力というのは決して国際的に高いレベルにはないというのが現状です。その結果からしましても、やはり、これまでのやり方に対して反省すべき点というのがあるのではなかろうかというふうに思います。その反省の一つとして、まずは、英語への入り口についてしっかりと意識して、慎重に取り組むべきではなかろうかと思います。まずは、何より最初に英語の勉強に取り組む中で、英語が得意だ、好きだと感じさせることが大事ではなかろうかと思います。まず、その意識というのを、児童生徒に形成できるかできないかによって、その後の英語力の伸びというのに大きな違いが出てくると思いますので、ぜひ、そのように児童生徒に思ってもらえるような、そういうふうな英語の基礎教育というのを様々に工夫して行っていただくことを要望いたします。

そして学力について、もう一点を要望させていただきます。これはぜひ教育長のほうから、答弁いただきたいんですけれども、これは以前から申し上げているのですが、先ほども質問で確認させていただきましたが、今の飯塚市の教育レベルというのは、とても上がってきていて、非常に高いレベルに来ているのではなかろうかということでした。ただそのことについて、これは以前から私は申し上げているんですけれど、市内でありますとか、市外でありますとか、そういったところにもっとしっかりとアピールすべきではなかろうかというふうに思います。先ほど答弁いただいた学力テストの結果にしましても、実際に飯塚市の教育レベルというのは、全国のレベルや県内のレベルに決して引けをとっていないというふうな現状があるのに、その教育のレベルがよくないというイメージは、まだまだ残念ながらあるのではなかろうかと思います。実際に新聞報道をそのまま受け取りますと、そういうふうに見てしまう節もあるのではなかろうかと思いますが、そういった部分につきまして、教育長のお考えを聞かせていただけますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　武井教育長。

○教育長（武井政一）

　学力向上につきまして、一定の結果が出ているというような評価をいただきまして本当にありがとうございます。今年５月にありました九州市長会で、通常はない教育部会というのを片峯市長の下、開催される飯塚大会で行いまして、その中で今日お話ししたような飯塚市がこれまで取り組んできた取組を発表させていただきました。ありがたいことにお聞きになった市長の皆様から、その後、夏休みにかけて８つの自治体から視察をいただきまして、またそこでいろいろ話をする中で、私どもも大変また勉強になりましたし、お互いに自治体間で交流して、大変高めることができました。そういう意味では、議員がおっしゃいますように積極的に発信するということの良さを大変実感したことでございますので、これからもいろいろと私どもがやっていることを外に発信して、評価いただいたり、あるいはご意見いただいて、そしてさらによりいいものを学校と共につくってまいりたいと思っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　ぜひ、ある意味、結果が出ていますので、しっかりとそれを自信を持ってアピールされていかれるべきではなかろうかと思います。と申し上げますのも、やはり市長が言われているように地域の価値を上げていく、今後の飯塚市の発展をさせていくということを考えたときに、やはり教育がどうなのかというのは、一番重視されるものの一つではなかろうかというふうに思いますので、そこに関して、事実ではない部分を言うのはあれですけれども、事実としてできている部分というのは、しっかりと自信を持って発信していただきたいと思います。よろしくお願いします。

　続きまして、本市の小中学校教員の勤務状況についてお聞きします。先ほど学力の状況について質問をさせていただきましたが、やはり学校の運営というのが正常になされているか、そこに勤める教職員の方々が心身ともに健康に、健全に勤務できているかということは、児童生徒の学力でありますとか、児童生徒への気配り、児童生徒の変化への気づきということに、大きく影響してくるのではなかろうかというふうに考えます。そのような趣旨で、この内容について質問をいたしておりますが、昨今のマスコミなどの報道を見ておりましても、教職員の残業時間が多いでありますとか、教職員の成り手が不足しているでありますとか、病気休職の教員が増えているというふうな報道を多く聞くようになったように感じております。まずは、このような視点から確認をしながら質問をさせていただきます。それでは、まずこの１０年間の児童生徒数と教職員数の推移について、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　１０年間の推移ということで、まず令和３年度についてでございますけれども、令和３年度は児童生徒数９９３０人に対し、教職員数７２７人が配置されております。これが１０年前と比較いたしますと、１０年前の平成２４年度は児童生徒数１万１０２人に対し、教職員数７４２人となっており、児童生徒数は１万人前後、教職員数は７２０人前後で推移をしているところでございます。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　今の答弁をまとめますと、平成２４年度においては、児童生徒数が１万１０２人に対して教職員数７４２人、令和３年度においては、児童生徒数９９３０人に対して教職員数７２７人ということですが、これを教職員１人当たりの児童生徒数に換算しますと、どちらの年度においても教職員１人当たりに対する児童生徒数というのは１３．６人で全く同じとなりました。このことから、教職員数が不足しているという点については、少なくとも１０年前からは変わっていないということが分かります。

それでは、別の観点からお聞きしますが、教職員の正規、非正規の割合というのはどうなっておりますでしょうか。こちらも過去からの推移を踏まえて、内訳のご答弁をお願いします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　まず令和３年度における教職員の内訳でございますけれども、県費の正規教職員が６３１人、講師などの非正規教職員が９４人、市費雇用の教職員が２名であり、割合としましては、正規職員が８６．８％、非正規職員が１２．９％、市費雇用が０．３％となっております。こちらのほうはちょっと５年前のほうとの比較をいたしましたが、平成２９年度は正規職員が８２．６％、非正規が１６．４％、市費雇用は１％であり、正規職員の割合が上昇傾向というふうになっております。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　ちょっと勝手な私のイメージで、非正規の教職員の数が増加しているのではないかというふうに想像していたのですけれど、むしろその逆で、正規職員の割合が増加しているということでした。まとめますと、児童生徒１人当たりの教職員数というのは、過去と比較して変わっておらず、また正規職員の割合というのは、むしろ増えているということですので、このことからしますと、現在、本市の教職員数というのは不足しているのだろうかというふうに捉えるんですけれども、この部分につきまして、教育委員会の見解を求めます。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　過去１０年間の推移を見ましても、本市の教職員数はほとんど変動しておりません。近年は定年退職者が多い状況ではございますが、その数に対応する新規採用者及び講師などを配置しており、本市の教職員数は充足している状況であると考えております。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　教職員数は教育委員会の認識としては充足しているというふうに認識しているということでしたけれども、あえて指摘をさせていただきますと、先ほどの答弁というのは、過去１０年前との比較において変わっていないということからの充足という認識かと思いますので、そもそも１０年前に足りていたのかというふうな観点を、もしお持ちだとすれば、また別の視点から確認が必要だと思いますが、では、どの程度の教職員数を確保すればベストなのかというふうなことにもなってくると思いますし、これに関しては、少ないことによる弊害はあるとしても、多少多く確保するということに対する弊害というのは基本的にないのではなかろうかというふうに思いますので、やはり教職員の確保ということにしっかりと取り組むべきだと考えるのですが、この点の取組について答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　確保のための取組でございますけれども、県費の正規教職員につきましては、必要数の新規採用者の配置を強く要望し、新規採用者の確保に努めているところでございます。講師などの非正規教職員においては、これまでの講師などの継続的な確保とともに、退職教員に依頼をして、新たな講師等の確保を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　しっかりと取組のほうをお願いします。先ほどの答弁で、近年は定年退職者が多いことから新規採用者に力を入れているということがありました。そのことからは当然、若手の教員の割合というのが多くなっているかと思うんですけれども、このことに関しましては、教職員の方々の平均年齢が少しずつ若返るというのは活力の増加であったり、新しい発想というのが出てくるという点などでは、いい点なのかと思うんですけれども、反面、どうしても経験が不足している方がいるという部分がありますので、それを補う必要が出てくるかと思います。その点については、新規採用者などへのしっかりとした育成プロセスなどが重要ではなかろうかと思うんですけれども、その点につきましてはどうなっておりますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　まず令和３年度より、各学校の若年教員、中堅教員を対象としたメンタリングによる教職員の育成事業を行っております。主幹教諭、または学年主任等の経験豊富な先輩教員と若年教員がマンツーマン、一対一対応で指導・助言を受ける制度を導入し、本市教育の未来を担う信頼できる教員となるように、育成を図っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　私の周りにも教職員として採用された方がいらっしゃいましたけれども、採用後の様々なストレスから、残念ながら長く続けられなかったという方がいました。どのような仕事におきましても、比較的何でも問題なく、そつなくこなせる方がいる一方で、いろいろなことがなかなかうまくやれないという方もいますので、各々の力量の問題だと言える部分もあるかもしれませんが、そうは言っても、周囲に頼れる同僚でありましたり、上司でありましたり、学べる環境や仕組みがあるかないかというのは、やはり大きな違いではなかろうかと考えますので、ぜひしっかりとした育成体制、フォロー体制をつくっていただきたいと思います。

　それでは続きまして、教職員の病気休暇の取得についてお聞きしますが、教職員の病気休暇の取得により、それを補うために別の教員の負担が大きくなっているというふうな事例も聞くことがあるんですけれども、病気休暇の取得状況と代替職員の対応について答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　令和３年度の実績となりますが、３％を超える程度の教職員が継続して２週間を超える病気休暇を取得しております。病気休暇を取得した場合、代替職員を配置することとなり、講師などの登録者より早急に配置するようにしておりますが、配置までに時間を要することもございます。その間は学校内の教職員で対応し、児童生徒の学びを保障しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　それでは、病休教職員の割合の過去からの推移について分かりますか。もし分かれば、答弁をお願いします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　割合でございますが、平成２９年度から令和元年度においては２％前後で推移し、令和２年度から令和３年度においては４％前後で推移しております。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　２％前後から４％前後で推移しているということですので、割合的には倍増しているような状況かと思います。そういう状況ではございますが、以前と比べて、鬱などの診断が病院で出やすくなるなど、休暇取得体制が整ってきていることが増加の一つの原因ではなかろうかというふうな意見もお聞きしました。確かにそのような面もあるかと思いますが、やはりほかにも時代の変化によって、教職員の方にとって、以前はなかったような状況や状態が生じていることなども、病気休暇になってしまう教職員の方が増加している一因ではなかろうかというふうに想像します。ぜひ、今後とも定期的な教職員へのヒアリングなどを通して、心の病などにつながりそうな兆候というのをできるだけ早く発見できる体制などを構築していただきたいと思います。

また、あえて申し上げますが、担任の先生が急に長期的に休む、もしくは担任の先生がころころと変わるという状況は、当然、児童生徒にとっても好ましいものではないと思います。致し方ない部分もあるでしょうから、あまり強くは言えませんが、そのような状況が生じてしまった場合には、影響の少ない迅速な引継ぎであったり、児童生徒及びその保護者に対するしっかりとした説明及び疑問点への丁寧な回答ということは、今後ともしっかりと行っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは続きまして、教職員の時間外勤務の状況について答弁を求めます。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本市では、令和元年１２月に飯塚市立小中学校における教職員の働き方改革プランを策定しまして、その成果指標の一つとして、月８０時間以上の教職員の割合を掲げ、令和４年度までに割合ゼロを目指して取り組んでいるところでございます。策定した令和元年度においては、その割合が４０．９％でしたが、令和３年度においては、１５．８％に減少しております。時間外勤務の減少は負担軽減の指標の一つであり、時間外勤務の減少をはじめ、今後も負担軽減を図っていきたいと思います。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　改革プランに取り組む中で、月８０時間以上の教職員の割合というのが、４０．９％から１５％に改善したということですけれども、これは小学校と中学校それぞれの割合について答弁お願いします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　令和元年度におきましては、小学校が３０．３％、中学校が５９．３％、令和３年度においては、小学校が９．７％、中学校が２５．９％でございました。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　小学校においては９．７％ということで、かなり減少はしているかと思うんですけれども、中学校に関しましては２５．９％ということで、まだまだそれなりの数字が出ているかと思うんですが、中学校の教員の時間外勤務の時間の中には、部活動指導の時間というのは含まれていますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　含まれております。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　国は今後、部活動の地域移行を進めることとなっておりますが、地域移行により、この中学校教員の時間外勤務というのは、減少していくというふうに考えられていらっしゃいますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、こちらによりますと、中学校部活動の１日の活動時間は平日では２時間程度、週末や祝祭日等の学校が休みの日には３時間程度とされており、これらの時間が地域移行により縮減されることで、中学校教員の時間外勤務時間が大きく減少するものというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　今後の動きにつきまして、取組につきまして、注視していきたいと思います。部活動の地域移行については、時代の流れではあると思いますが、部活動という時間を生徒と共有することで、授業では得られないものが得られるというふうな意見もお聞きしました。生徒としても、自分自身の部活動の経験からも分かる気がします。部活動とはそもそも何なのか、何のためにあるのかというところまで掘り下げて考えて、それを今の時代に合った形で再構築していくという作業が必要な段階にまで来ているのではなかろうかと思いますので、様々な角度からしっかりと議論をしていただいた上で、思い切った取組をされることを望みます。

このように、教職員の不足の問題、病気休職の教員が抱えている問題、教職員の残業時間の問題と質問をし、確認をさせていただきました。やはり、いかにして重くなっている教職員の負担を減らす対策を充実させられるのかという点が、特に大事な部分かというふうに感じておりますが、現在、この点につきましては、どのような取組を行われていますでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　先ほどもお答えしたところではございますが、本市では令和元年１２月に飯塚市立小中学校における教職員の働き方改革プランを策定し、教職員が担う業務の精査及び適正化、学校を支える体制の構築、教職員の業務改善、教職員の意識改革の４つの基本方針を定めております。

出退勤管理システムの導入により、勤務時間の見える化に取り組み、管理職が各教員の勤務実態を個別に把握することが可能となり、併せて校内での業務分担の改善や効果的な業務の指導を行うことにより、教職員の超過勤務時間の削減が進んできているところであります。

学校行事につきましても、各学校で在り方の見直しを行っており、精査、削減を進めながらも、より児童生徒の育成に効果的な学校行事について協議・検討を進めております。

また、児童生徒を取り巻く環境改善に関わるコーディネーターの役割を果たすスクールソーシャルワーカーの増員、学校部活動における部活動指導員や外部指導者の活用、ＧＩＧＡスクール構想におけるＩＣＴ支援員の活用、スクール・サポート・スタッフの導入等により、多様化する教職員の業務の改善を図っております。さらに、定時退校日の導入や、８月のお盆時期の学校閉庁日を設定し、教職員の業務改善と意識改革につなげる取組を進めております。

加えて、先ほども申し上げましたが、令和３年度から若年教員、中堅教員を対象とした教職員の育成事業を実施しており、主幹教諭、または学年主任等の経験豊富な先輩教員と若年教員が一対一の関係で指導、助言を受けたり、指導上の悩みなどを相談したりできる体制を整え、教職員の精神的負担が軽減できるようにしております。

○議長（秀村長利）

　９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　最後にいたします。るる質問をさせていただきまして、学力の状況でありますとか、今の教職員の方々の状況でありますとか、お聞きさせていただきまして、印象としては、しっかり取組のほうをされて、実際にそれが成果として出てきておりますので、そこに関しましては、質問させていただきまして、確認させていただきまして、安心をすることができました。いろいろと難しい問題というのはあるかと思いますけれども、教育のある関係者の方とお話をする中で、一つのその方の見解なのかもしれませんけれども、もしかして、今いろいろ教育の現場に関しての問題というものの一つの根本的な問題として、やりがいというのがちょっとなくなってきている部分もあるのではなかろうかというふうな見解を述べる方もいらっしゃいました。そこに関してはちょっと正直分かるか、分からないか、少し分からないような感想を得たんですけれども、私自身としても仕事の中で人に教えるということを最近ちょっとやりまして、そのときに教育って楽しいんだなというふうに感じました。どういった部分でそれを楽しいというふうに感じたのかというふうに考えたときに、やはり自分の取組で相手の方が成長する、また感謝されるという部分に、非常に教育といいますか、そういう教えるということに対する充実みたいなものを感じました。現場のほうでもいろいろと議論をされているでしょうから、今後、しっかりと取組のほうを頑張っていただけると思うんですけれども、やはりそういった、先ほども話がありましたように、教員をいかにして確保するかという部分が大きな論点でもあるかと思いますので、ぜひ、この飯塚市で教鞭を取りたい、飯塚市の児童生徒に教えたいと思えるような、やはり飯塚市の発信、アピールというのをやっていくべきでしょうし、今、ふるさと納税といいますかそういった部分で、しっかりとした財源というのを確保できているような状況もあるかと思いますので、できれば最後、市長のほうに答弁いただきたいんですけれども、そういった部分を、やはり教育のほうにしっかりと振り向けていくということは、ぜひとも今後ともやるべきではなかろうかと思うんですけれども、当然、市長も教育長を経験されて、現場もしっかりとご認識されている状況でしょうから、そういった部分を、今後さらに磨いていくべきではないかと思うんですけれども、この点に関しまして、市長の見解なりいただければと思います。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　飯塚市の様々な成長や特色の一つとして、教育というものを位置づける、まさにそれができる時代になってきましたし、そのことが必要だと思っています。先ほど教育長のほうから、九州各市へ情報発信ができるような体制ができてきたというようなお話がありました。今年１１月には全国小中一貫教育サミットも、市の幾つもの学校で実施してくれますので、その際にも、全国に向けて飯塚市の学校の取組をご披露できる機会になると思っています。

私は経済部と一緒に上京して、各種企業の皆さんとお話をして、企業誘致に努めましたり、移住定住の促進について取り組んでいるわけですが、必ず聞かれますのが教育の状況でございます。最初、私は現場の感覚でしか見ていなかったので、聞かれることが不思議でした。聞かれますのは、従業員も家族ができたら教育の一定水準のあるところだったら、うちの企業に勤め続けてくれる。そこに住んでくれる。でもそうでなければ、今は仕事を辞めてでも子どものために転居すると、それで人材確保が難しいというような生の声を幾つもの企業からお聞きしまして、まさに今、質問者がおっしゃっているとおり、一定の水準を、そして特色あるいい教育を提供できることが必要でして、そのことを発信することが必要な時期だと思っております。教育委員会のほうも非常に、随時、必要な取組を精力的に動いてくれています。

学校現場のほうも真面目に未来を見据えながら、新たな取組にもチャレンジしてくれていますが、今、問題が２つだけあります。一つは、ソフトに表現されましたが人材の確保でございます。教員の成り手が以前ほど多くありません。はっきり数字で言います。小学校教員の福岡県の倍率１．３倍です。これは数年前まで５倍を超えていたんですよ。１．３という採用の競争数値がどういうものかということに対して、極めて危機感を持っておりますので、マンツーマンででも限られた人材を貴重に育てようという施策に、県や市が動いているのですが、より魅力ある仕事が教職員の仕事であるということを個人的にも感じておりますので、しっかりその良さも合わせて努めながら、より多くの方に選んでいただける職場、職種にしていきたいというのが一番の問題です。もう一つ、いろいろな要素の教育が必要になりますので、それを今、教育委員会会議の中でも吟味してくれていますので、それについて必要な予算は、財政当局とも将来のシミュレーションも含めてしていきながら、しっかりと予算措置も踏まえてやっていきたいと思っています。その中でも、子どもたちが多様化していますので、その多様性に応じた指導についても、障がいをお持ちの子どもさんもそうですし、いろいろな将来の多様なキャリア形成を求められているのもそうです。そういうことについても、そのニーズに丁寧に応えていけるような地域教育環境にしたいと思っております。以上でございます。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午前１０時５０分　休憩

午前１１時０５分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。６番　兼本芳雄議員に発言を許します。６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。まず最初に、「飯塚市子どもの健全育成事業はもっと拡大できないだろうか」という質問をさせていただきます。

まず最初に、この育成事業ですが、どのような内容で、目的はどのようなことなのかをご説明お願いいたします。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　本事業は生活習慣や学習環境に課題を抱えた生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもたちに対し、学習支援や生活指導を実施するとともに、日常生活や進路等についての相談や助言、指導を行っております。対象者は小学校４年生から中学校３年生までの児童生徒で、対象者の兄弟姉妹の場合は小学校低学年の児童も受入れをしております。

開催につきましては、毎週土曜日、午前１０時から午後２時に、伊岐須会館において「学び場・ふたせ」、若菜小学校では「学び場・ほなみ」の２か所において、午前中２時間は学習を行い、昼食を挟み、午後からは工作やレクリエーションなどを行っております。

学習支援につきましては、九州工業大学の学生に各会場に入ってもらい、子どもたちに対面による個別学習指導を行っておりますが、大学生やその他の指導員との触れ合いを通じて、成長過程にある子どもたちの人格形成等をサポートし、学習への意欲や将来に向けた自立心を喚起することで、次世代への貧困の連鎖を防止するためのきっかけづくりを目的としております。なお、委託先につきましてはＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会となっております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今、事業内容や目的を伺いまして、非常にすばらしい事業だと思います。しかし開催場所が二瀬と穂波の２か所しかないといったものはどうしてでしょうか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　この事業は平成２５年度に、まず、穂波公民館１会場から開催し、平成２７年度には、旧鎮西公民館でも開催することになりました。以来、穂波と鎮西の２会場での開催となりましたが、令和２年度からは、それまで実施してきた「学び場・ちんぜい」を、本事業と同様の趣旨の下に、福岡県が実施してきた「ひとり親家庭のための学習支援ボランティア事業」と統合し、「学び場・ふたせ」とすることで、事業拡大を図ることができました。しかしながら、その後も新型コロナウイルス感染症の影響があって、定員を満たせない状況が続いております。

また、この事業の本来の参加対象は、生活困窮世帯の子どもたちであることから、周囲にそのことが明らかにならないよう非常にデリケートな取扱いが求められ、福祉部としましても、事業の展開につきましては、十分な配慮と備えが必要であると考えております。事業の推進のために、大々的に本事業の有効性を訴えることで、逆に子どもたちの成長過程に傷を残すことのないよう、広報等につきましても、子どもたちの自尊心の保護を第一に考えながら、対象となる子どもたちと関係の深い学校現場等からの要望なども含めた上で、会場の増設も含めた事業効果の拡大について検討を重ねてまいりたい、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　すみません、今ちょっと答弁で、事業の推進のために、大々的に本事業の有効性を訴えることで、逆に子どもたちの成長過程に傷を残すことのないようにというふうに言われましたが、どういったことなんですか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　この事業につきましては、先ほども申し上げましたが、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもたちを対象にしておりますことから、対象者への参加の働きかけに当たって、個人情報等について十分な配慮が必要になってくると考えております。

現状において、この事業の趣旨に沿う対象者の確保につきましても、教育委員会の就学援助申請者の申込窓口での参加者募集ポスターの掲示や、独り親家庭に対しまして、児童扶養手当の現況届を発送する際に、参加者募集のチラシの同封、また、各学校での３者面談の機会を捉えた学校による対象世帯への個別案内の依頼や、ケースワーカーによる生活保護受給世帯への戸別訪問の機会を活用した参加の働きかけなどに限っているところでございます。

これにより、生活保護世帯や準要保護世帯等の生活困窮世帯への事業の周知は、行き届いているものと考えていますが、この事業の対象世帯では、子の養育に対する知識や関心が薄いといった課題を抱えている世帯が少なからず存在しており、定員を満たす参加者の確保とはなっておりません。このことから、この効果的な方策についても継続的に模索しているところでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ということは、子どもたちの成長過程に傷を残すというのは、生活困窮者世帯の子どもたちなので、それが周囲に明らかになってはいけないということでいいんですかね。分かりました。

では、その事業の周知の方法としては、生活保護者家庭ではケースワーカーによる周知、そして生活困窮支援者には学校が対応するということでよろしいですか。はい。

　では次に、参加者の確保が難しいということですけれども、この事業の参加者の状況はどのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　この事業は、市内の２か所の会場で開催し、各会場の定員を３０名と設定して実施しておりますが、事業開催以来、この定員を満たすことは残念ながらございません。年を重ねるごとに徐々に参加人員の増加が見られ、令和２年度までに４０名前後の参加登録者が確保できておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、令和３年度以降は参加登録者が減少し、令和３年度は「学び場・ふたせ」が９人、「学び場・ほなみ」が１２人の合計２１人、本年度の参加登録状況は、直近で「学び場・ふたせ」が９人、「学び場・ほなみ」が１４人で、合わせて２３人の参加登録者となっているような状況でございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　先ほどの答弁で、この事業は、穂波地区と二瀬地区で開催されていますということでした。しかし、その他の市内各地区からも参加されている受講者がいるというふうには聞いているんですけれども、そういう受講生は、開催場所まで、どのような交通手段を使っているのでしょうか。また、交通手段がないために、この事業に参加できない受講生に対して、市として何らかの支援はされてあるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　「学び場・ふたせ」においては、校区外から４名受講しており、いずれも保護者による車での送迎となっております。校区内の受講者は基本的に自転車及び徒歩で通っております。「学び場・ほなみ」につきましては、校区外から３名及び穂波地区内の遠方となる受講者は保護者による車での送迎となっております。それ以外の受講生は同じく、徒歩及び自転車というふうになっております。

この事業への遠方からの参加は、保護者の理解と協力の下、参加いただいているのが実情で、会場への交通手段がなければ参加できないということも課題でございます。開催場所を増やすことが課題解消に有効であることは承知しておりますが、先ほど申し上げましたように、事業趣旨に合致させるためにはデリケートな問題も含まれておりますので、これらの問題の解決方法も含めて、慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今の答弁にありましたように、本当は参加したいが、開催場所が遠くて、そこに行く手段がなく、参加できない子どもたちもいるのではないかと私も思っています。その子どもたちのための支援も現状ないようですので、各中学校区でこの事業を開催するといったような、逆に今度は開催場所を増やして参加者の参加を図るべきではないかと、私は考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　現状、この事業はＮＰＯ法人青少年健全育成会連絡協議会に委託しており、この青少健が大学生講師やその他スタッフの手配をしております。しかし、このスタッフも安定的に確保できるとは限らず、これ以上のスタッフの確保がまず難しいという面もございます。この事業の重要性を考えれば、市内全域で実施することが理想的であることは十分に理解しておりますとともに、その必要性が増加していることについても認識しております。まずは、その対象となる参加登録者の充足を目指すことに併せて、現在、市内で活動している民間団体の活用や、事業の枠組み自体を再検討した上で、対象となる世帯のニーズにしっかりお応えできるように、事業の拡大を含めた、より効果的な運営方法について検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　この事業の現状の課題というのが、まず個人情報ですね。それとあとコロナもありましたけれども、参加者を増やしていくということだと思うんですけれども、今答弁がありましたように、市内ではこの事業のほかに、子どもの学習支援に取り組んでいらっしゃる民間団体もあるわけですよね。それで、また同じ子どもの健全育成事業に取り組むほかの自治体も同様に、参加者の確保について、それぞれ工夫を凝らしていらっしゃるのではないのかなと考えております。ほかの自治体等はどのような工夫をしていらっしゃるのか、そういったものが本市における課題解決のヒントになるのではないかというふうに思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　質問議員が言われますように、他自治体等がどのような手法を用いて参加者確保に取り組まれているのか、それを研究することは、参加者増への新たなヒントになるというふうに考えております。先日も市内で子どもの学習支援を実施されている団体の方にお話を聞く機会があり、どのような方法で参加者の確保に取り組まれているのか、これを質問させていただいたところ、保護者や参加されるお子さん自身に学習支援活動の意義を十分に説明し、理解していただくことで、徐々に地域にその活動が浸透し、参加者の増加につながっていくとのことでございました。

その他の自治体でも、本市同様に、コロナ禍で参加者が減少した自治体もあると思われますが、自治体間での生活困窮者自立支援事業の担当者会議等の機会もございますので、他自治体の参加促進の取組につきまして、効果的な工夫があれば、ぜひ取り入れ、参加者の増加を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ぜひお願いしたいと思います。子どもの権利条約というんですかね、４つの権利が定められています。「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」です。これらの権利が剥奪されている状態が、子どもが貧困状態にあるということで言われていますよね。この事業はこの子どもの権利の育つ権利を剥奪されない対策の一つであると私は思っています。また、今、日本では子どもの７人に１人が、貧困であると言われていますが、相対的貧困対策にもなるのではないかと思います。以前、市長も、これは２０年、３０年先になるかもしれないけれども、教育といったものの成果が変わっていく、変わるというようなものの一つに、たしか言われていたと思います。私がこの質問で言いたいのは、市内の同じ境遇の子どもたちに、平等に同じ機会を与えてほしいと思っているからなんです。ぜひ、いろいろな問題があると思いますけれども、全ての子どもたちに同じ状況下の中で教育を受けられるような状況を、今後、調査研究していただいて、行っていただきたいと思います。以上で、この質問を終わります。

次に、「飯塚市放課後児童健全育成事業について」お伺いします。いわゆる放課後児童クラブです。留守家族の小学生が放課後を過ごす場所であり、長い間、学童保育と呼ばれ、全国で多様な運営がなされていましたが、２０１５年度からは、厚生労働省による初めての統一基準と市町村の条例に基づく新たな運営が開始されました。飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第５条には、放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないとなっています。そのためにも、児童が見守る職員の体制が万全である必要があると考えています。そこで今回は、児童を見守る放課後支援員の現状と今後の課題について質問いたします。

放課後児童クラブの運営状況は地域によって差があり、放課後児童クラブに入ることができない子どもも多いということを聞きますが、本市において、放課後児童クラブの運営状況はどのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本市におきましては、児童クラブを必要とする全ての児童が入所できるよう、入所申請書の状況から定員数を想定して、申込み数が増加した場合においても、必要に応じて、学校の教室を利用するなどの対応をし、全ての児童クラブにおいて、待機児童が生じていないように、運営を行っているところでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　この事業の委託料の内訳について教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本事業につきましては、ＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会のほうに委託を行っております。事業費の内訳でございますが、主な内容としましては、市内１９か所の児童クラブに従事いただく支援員等や、事務局に対する賃金、また、臨床心理士謝礼金や支援員向けに実施しております研修会の講師謝礼金を含めた報酬等の費用がございます。そのほか、支援員等の資質向上に必要な研修旅費、児童クラブ活動中に使用する消耗品や通信費などで構成されております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　それでは、それぞれの内訳が事業費に占める割合というのが、分かればお聞かせください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　それぞれの割合としましては、支援員や事務局員の賃金、臨床心理士等の謝礼金を含めた報酬等の費用が全体の約９割以上となっておりまして、残る割合が、その他の消耗品や通信費、研修旅費等の経費となっております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　全体の約９割が支援員や事務局員の賃金だということが分かりましたが、今、答弁にありました事務局員や臨床心理士はどのような役割を担っているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　受託者であるＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会のほうに確認しましたところ、事務局員の主な役割は児童クラブ運営全般の管理で、具体的には、支援員の雇用、給与等の管理、人材育成のための研修会開催、各児童クラブに対する指導、助言を行っているとのことでございます。また、臨床心理士については特別な支援を必要とする児童への対応や、寄り添い方、接し方などについて、受託者が相談していただくといった役割を担っており、臨床心理士への相談は、昨年実績で１０１件あっております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　それでは次に、現在の支援員の配置状況と雇用形態はどのようになっているのか、お答えください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　こちらについても受託先のほうに確認しましたところ、令和４年８月１日現在、１９の児童クラブにおきまして、１１８名の支援員等の先生方に従事していただいております。内訳としましては、主任支援員が１９名、支援員・支援員補助が５４名、児童館と兼務しております児童厚生員が１６名、非常勤雇用の登録支援員が、短時間雇用と併せて２９名とのことでございました。支援員１１８名のうち、常勤職員が８９名で、全体の７５％を占めており、残る２５％が非常勤職員２９名ということで伺っています。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　この１１８名ということですけれども、これは法令の人員配置上、人数というのは不足していないのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　現在、１９の児童クラブに５１の教室がございます。飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づき、１つの教室に２名を配置することから、条例に基づく数としましては合計１０２名の配置が必要となります。先ほど申しましたとおり、１１８名の支援員が従事していることから、基準はクリアしておりますが、本市としましては、特別な支援が必要な児童へのよりきめ細かい対応や、学校、そして地域との連携などを考えますと、将来的に常勤職員のみでこの基準を満たすことができればというふうには考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　人数的には配置基準はクリアされているということが分かりましたが、飯塚市の条例では支援員は、第１０条第３項に該当しなければならないとなっています。配置されている支援員さんは、この条件は満たされているのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　ご質問の件につきまして、契約締結時、またご質問をいただいたところで再度確認しました。その上で、現在配置されている支援員等は、支援員が９２名、支援員補助が２６名で、先ほど申しましたとおり１１８名となっております。支援員につきましては、質問議員がおっしゃいますとおり、飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第１０条第３項の規定を満たしているか、こういったところを確認し、全員が同条例の規定を満たしていることを確認しております。

また、支援員補助につきましては、特段の条件等はございませんので、全５１の各教室に対し、要件を満たした支援員は１人以上配置され、条例第１０条第２項のただし書による支援員補助が配置されることで、２名以上の支援員等の配置を満たしているところでございます。なお、支援員補助は条例に規定される資格は持っているけれども研修が終わっていない、または従事年数が足りていないなどの方が従事されており、児童クラブの業務には十分精通されている方となっております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　状況は分かりましたが、現在のコロナ対応や特別な支援が必要な児童への対応といったものを考えますと、支援員補助を含めた１教室に２人の支援員では、特別な支援が必要なお子さんもおられる中で、大丈夫なのかと。もっと支援員が必要ではないかというふうに思っています。

また、常勤職員のみで、将来この基準を満たすことができればと、お考えということなんですが、そのための方策として、飯塚市はどのようなことをお考えなのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　まず常勤職員で全てを賄えない理由についてでございますけれども、こちらは受託者と十分協議・確認し、把握する必要があるというふうに考えておりますが、一般的に求人募集に人が集まらない理由としましては、給与面での待遇、また勤務体系、また採用に関する資格要件、また周知啓発などこういったものが挙げられるというふうに考えております。

そのため給与面については、現在実施しております処遇改善を継続して実施できるよう、今後も補助金等の活用を進めてまいりたいと考えております。また勤務体系についても、他自治体の状況を把握し、働き方改革を念頭に柔軟な働き方などについて、調査研究のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今答弁があった以外にもいろいろと方策はあると思うので、これは青少健のほうと十分協議していただきたいと思います。

　次に、現在の支援員の年齢構成について教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　受託者でございますＮＰＯ法人のほうに確認したところ、支援員等１１８名のうち、支援員８９名は、２０代が８名、３０代が２名、４０代が１０名、５０代が２６名、６０代から７０代が４１名ということで伺っております。また、支援員補助２６名につきましては、２０代が１名、４０代が１名、５０代が７名、６０代から７０代が２０名ということで伺っています。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今答弁いただいてちょっとびっくりしたんですけれども、それでは、その主任支援員さんの年齢構成と常勤職員、非常勤職員の平均年齢というのは、それぞれどのようになっていますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　こちらにつきましても受託先のほうに確認しましたところ、主任支援員１９名の年齢構成は、５０代が１１名、６０代が８名で、平均年齢は約５８歳でございます。また、支援員等１１８名のうち、常勤職員は２０代から７０代までの８９名で、平均年齢は約５５歳、非常勤職員は２０代から７０代までの計２９名で、平均年齢は約６１歳となっております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　実際、その支援員さんは何歳までが支援員さんとして認められるようになっていましたか。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午前１１時３２分　休憩

午前１１時３３分　再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　こちらのほうは市のホームページでの児童クラブ支援員等募集に基づいての答弁となりますけれども、このホームページ上では、年齢について特段の制限はない状況となっております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今、本市の児童クラブの支援員さんの高齢化というのは進んでいるということが非常によく分かったのですが、このままでは数年後、支援員さんは不足するのではないのかと危惧しています。そこで現在、どのような方法で、今後のことを考えて、支援員の確保をお考えなのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　支援員等の確保につきましては、受託先と市が共同で、先ほど申しました市のホームページへの掲載、また、募集チラシを市役所、各児童クラブやスーパーマーケットなどに設置して、広報活動のほうを行っております。また、支援員等からのご紹介でお勤めいただくようになる方も多く、ハローワークや広告掲載等により定期的な周知を図り、支援員の確保に努めているところでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　その支援員確保の方法は分かりましたけれども、同時にその支援員確保が非常に難しいということも分かりました。その中で、市としては、どのようにこの状況を分析されていますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　この難しい状況の分析でございますけれども、児童クラブが放課後に実施されていますことから、勤務時間が午後１時から７時までの間が基本的な勤務時間帯となっております。日中にお勤めされる方に多い勤務時間帯と異なり、夕方５時以降の勤務となりますことから、２０代から４０代の方や子育て中の方などにとって、働くことが難しいと受け止められているのではないかと推測しております。その他、半日の勤務が多いことから、終日の勤務を望まれている方には、勤務条件が合わないと考えられる方も多いのではないかというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今答弁いただいた分析結果というのは分かりましたが、それ以外に支援員の仕事が魅力的でないということは考えられないでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　支援員等は放課後の児童を安心安全に見守っていただくほか、保護者対応や学校地域との情報共有や、コロナ対策などに日々熱心に取り組んでいただいております。児童の健全育成に携わる業務であり、業務内容が魅力的ではないということはないというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ごめんなさい。ちょっと質問の仕方が悪かったですかね。今答弁があったように、支援員さんの仕事というのは、放課後の児童の安心安全を見守っていただく、それから保護者対応、それから学校・地域との情報共有、それとコロナ対策、非常に業務内容が多いと思うんです。それで、この時間は短時間、実際それで業務ができるのか。それに合わせて、ちょっと後ほど聞きますが、その業務に見合うような賃金になっているのか。そういったものを踏まえたときに、支援員さんの業務というのが、本当に今の現状で、支援員さんになろうというほど魅力的なのかどうかというふうに思っているのですが、委託業務の積算において、私がちょっと今言いました業務内容と賃金設定のバランスというのは、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　あくまでうちのほうが委託業務を発注する際の積算における内容での、委託料における支援員の賃金でございますけれども、こちらのほうの積算においては、市の会計年度任用職員の保育士単価を基に積算のほうを行っております。児童クラブの支援員と保育士さんでは対象となる年齢や成長や発達状況が異なるため、一概には申せませんが、いずれも子どもの安心安全の見守り、また、保護者の対応やコロナ対策など、専門性があり、かつ重要な職務に従事されておられますことから、市が発注しております業務内容とその業務内容に対する積算内容におけるバランスは整っているものであると考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　そうしたらもう一点、先ほど分析結果で勤務の時間帯ということを言われていましたね。この時間帯を例えば工夫改善することで、支援員を増やすというようなお考えはありますか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　勤務時間帯に関してでございますけれども、受託先である青少年健全育成会では、昨年度から短時間雇用を設け、夕方の２、３時間のみの勤務も可能となり、近隣の大学生にアルバイトとして来ていただいているほか、小学校に勤務されている特別支援教育支援員の方に、児童クラブで従事していただくことが可能となりました。児童の実態や特性を知った方が、学校にも児童クラブにも関わっていただくことで、支援員の確保と併せまして、学校と児童クラブがより密な連携を取れる効果が生じております。

今後はこういった短時間雇用を拡充することが、常勤勤務の雇用の時間外を補足できるものと考えますので、受託先である青少年健全育成会とも市内の大学への呼びかけを拡大するなど、受託先と共に周知活動を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　それでは、先ほど支援員の賃金の積算根拠というのを伺いました。ちょっとそれだけではよく分からないので、具体的なところで、分かるところで教えていただければと思うのですが、例えば週２０時間以上勤務されている支援員さん、支援員補助さんの賃金というのは、年間でどのくらいになるんでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　こちらのほうはあくまでも市のホームページのほうで募集を行っておりますページに載っております賃金のほうでの試算というふうな形になりますけれども、こちらのほうになりますと、処遇改善等の各種手当を除いたところではございますけれども、週５日、７時間４５分勤務を３日、５時間勤務を２日、年間５２週と仮定した場合、こちらのホームページのほうに載せております単価での試算では支援員、支援員補助、いずれも最も少ない方で年間１６２万６５６０円、最も高い方で年間１７９万１９２０円ということで、試算のほうを行っております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ちょっとあれですけれど、大体皆さんこのくらいの年間の収入ということでよろしいんですかね。それとも何か違うんですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　まず、こちらのほうにつきましては、受託先のほうへの確認はまだ行っていないところでございます。また、従事されている方がこれ以外にも何か職業を持たれていた場合につきましては、やはりまた変わってくるものであるというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　支援員と支援員補助ということで計算した場合ですよ。その場合は、この金額というふうに私たちは考えていいんですかということです。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　あくまでも試算にはなりますけれども、支援員、また支援員補助としては、試算上はこういった形になるということで考えます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　試算上と現状がどうなのかということを本当は聞きたいんですけれどね。ちょっと調べていただいておいてもらいたいと思います。その賃金単価は、市の会計年度任用職員の保育士単価ということで、先ほど言われていましたが、この会計年度任用職員の保育士さんと支援員さんというのは、日々の業務内容というのは同等ということでお考えなのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　対象となる年齢、成長、発達状況が異なるために一概には申せませんが、保育士の先生方におかれましては、乳幼児の保育や保護者の対応、コロナ対応といった重要な職務に従事されておられます。支援員等につきましても、専門的な知識を持って、放課後児童の見守り、保護者対応、コロナ対策等に従事していただいており、保育士の先生方と同等の業務内容であるというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　では、本市児童クラブにおける支援員の業務、それから責任について教えてください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　まず１点目、支援員等の業務についてでございますけれども、平成２７年に厚生労働省雇用均等・児童家庭局が策定した放課後児童クラブ運営指針におきまして、放課後児童クラブは児童が安心して過ごせる環境を整え、安全面に配慮しながら、子どもが自ら危険を回避できるようにするとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、まず、自主性、社会性及び創造性の向上、次に、基本的な生活習慣の確立等により、子どもの健全な育成を図ることを目的としております。本市の児童クラブにおきましては、放課後児童の安全な居場所の確保、健康管理等の見守り、遊びを中心とした集団活動を実施、様々な体験を通して、学年を超えた仲間と協力しながら、自ら進んで行動する生きる力を身につけた子どもたちを育てる取組を実施しております。さらに支援員等は、保護者へ子どもの状況や健康状態等の情報交換を密に行い、生活の支援、その他関係機関との連絡調整を行っていただいております。また、委託先事務局は必要に応じて各児童クラブへ指導、助言を行い、放課後児童の健全育成に努めていただいております。

　次に、２点目でございます支援員の責任についてでございますけれども、支援員の責任については、放課後児童クラブ運営指針におきまして、支援員は豊かな人間性と倫理感を備え、常に自己研さんに励みながら、必要な知識及び技能を持って育成、支援に当たる役割を担うとともに、関係機関と連携して、子どもにとって適切な養育環境が得られるよう支援する役割を担う必要があるとされており、まず法令の遵守、それから子どもや保護者の人権への十分な配慮、守秘義務の遵守、プライバシーの保護、そして保護者への誠実な対応と信頼関係の構築等が求められております。といったところが、責任の範疇と考えています。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　非常に責任が重いのではないかと私は思っています。それで、保育士さんと同等ということでしたけれど、その辺りはどうなのかなというのは非常に疑問に思っています。それで、先ほどから教育部長が答弁されているときに、受託者であるＮＰＯ法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会に確認したところ、と言われていますよね。その確認したところというのは、それまで何も知らなかったということなんですか。私が質問して初めて確認して知ったということですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　今までの答弁の中で確認したと言っております答弁したところにつきましては、まず、例えば資格、そういったものについては年度当初の契約時にきちんと確認をした上での契約でございまして、その後、今回ご質問をいただき、改めて確認した、そういった部分でございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　それでは、以前から支援員の確保が難しいといった状況も御存じだったということですよね。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　従前から支援員補助という方が入られていて、全てが支援員とはなっていなかった。また、なかなか確保が難しかったというところも、事務局のほうからは聞いていたということでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　聞いていたということですね。これはあれですか、実施主体というのは飯塚市ではないのですか。青少年健全育成会連絡協議会になるんですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本事業の実施主体につきましては、ご指摘のとおり飯塚市のほうが実施主体ということになります。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　もう少しこの児童クラブの運営について、本市もその支援員の確保が大切だといったようなものを大きな課題というふうに捉えていただきたいなと思っています。市長、先ほど支援員確保は、部長の答弁ではなかなか進んでいないというように、私は感じ取ったんです。何というんでしょう、先ほど同僚議員の質問でもありました学校の先生の問題、それから保育士さんの問題、そういう関係というのは、よく全国的にも取り上げられています。それで、なかなかこの支援員さんの問題というのは、あまりちょっと目立っていないのではないかと思っているんです。それで、飯塚市の現状、私も６月時点でちょっと教えてもらったんですけれど、５０歳から７５歳までで８１．６％なんです、構成員が。５０歳未満は２０％にもなっていないんです。これは児童クラブというのは、ますます需要、ニーズというのが増えてくるところだと思うんですけれども、もう少しちょっと支援員確保のために動いていただきたいと思うんですけれども、市長としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　すみません、繰り返しになるんでございますけれども、そういった声を伺っていた状況で支援員の確保につきましては、先ほど答弁もしましたとおり、まず受託者と市が共同で市のホームページへの掲載を行っていたり、また募集チラシを市役所や各児童クラブやスーパーマーケットなどに設置しまして、積極的に募集のほうはかけている状況で、なかなかその上でも集まらない実態はございますけれども、鋭意、危機感を持って努力のほうはしているところでございます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　私はその答弁を４年か５年前に同じ答弁を聞いたんです。それから何をしたんですか、その後。なので、市長に私は聞いているんです。もっとこれを施策として考えないといけないのではないかということを、今言わせていただいているんですけれど。どのように思われますか。全く変わっていないんですよ。

○議長（秀村長利）

　片峯市長。

○市長（片峯　誠）

　現状として、現状としてですね、今の質疑、やり取りで明らかになりましたとおり、非常に支援員さんの雇用には、もうこの近年、毎年苦労しているのが実情でございます。年度当初、無事に職員定数を満たして、子どもたちをきちんと迎えることができるかどうか、３月に入りますと、学校も児童クラブも職員確保に日々神経をとがらせているところでございます。それが現実問題であります。先ほど指摘がありました保育士さんたちの確保にしてもそうです。今現状として、実はこの圏域に関する医療従事者の確保についても、同様の問題が起きております。

今、児童クラブの職員に焦点を当ててやり取りがありましたが、本市において、他地区とは違って人口は子どもの数を筆頭に、思うような他地区のような減少傾向にはない。だからその分、人がいる。これは先ほど言いましたような、それぞれの専門職についても同様です。それに応じてそれだけの専門性を持った方々が、まだまだこの地域に居住してくれていないという現実を直視しつつ、特に今年は経済部でも雇用の在り方と企業誘致と合致させながら、そういう人材確保、そして移住定住の確保ということも総合的に動いておりますので、なかなか解決できないのではないかと、どうしてだという厳しいご指摘も踏まえつつ、今後、総合的にそのような本市における働き手、人材確保をどうするかということについて、しっかりと取り組んでいく時期に来ていると思っています。

もう一言だけ言います。来年度からさらに人手不足が予想されます。ゆめタウンがオープンします。パートさんも含めて約１２００人の新規雇用が必要になります。半年遅れましたら、沢井製薬のほうでも新規従業員がスタートしまして、これは１５０名から２００名ずつ、毎年、４年間にわたって増員されていきます。もう、今まで働き場所がないから若者が住んでくれない地域であったのが、大きくさま変わりするということは、うれしい反面、時代の流れに応じて本市の在り方も変わっていかなくてはいけないと思っていますので、今のご指摘のご心配と、それから、ご心配とご指摘に応えることができるよう、本市の人材確保に向けて、総合的に教育委員会共々に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ぜひよろしくお願いいたします。今回９月の補正予算でも、筑豊圏外から移住して来られる方の補助金ですか、あれももうあっという間になくなってということで、追加が出ていますよね。ということは、やはり先ほど市長がおっしゃられたゆめタウンの従業員さんのほかにも、まだいろいろな方が来られているのではないかと思います。

それとやはりさっき言いました支援員の構成員の年齢構成とかを考えて、もう少し、やはりここは活性化していかないといけない事業ではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

　次に、「タブレットの活用について」お尋ねいたします。これはタブレットを学校以外の場所で使用することというのはできるのかどうかということをお伺いいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　まず児童生徒の学習用タブレットの使用場面は、学習活動に活用する場合で、使用できる場所としましては、学校、放課後児童クラブ、児童生徒の居住地、その他学校長が認めた場所となっております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　これはたしか、福祉文教委員会のほうで付託されていると思うんですけれども、ちょっと私たちは分かりづらいところがありまして、ちょっとその辺りをお伺いしたいと思うんですけれども、例えば交流センターとかで、子どもたちがタブレットを使用するということはできるのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　例えば授業における学校外というふうなところになろうかと思うんですけれども、例えば、体験学習や見学旅行、修学旅行などの校外学習等については、こちらはいいと思います。

学習用タブレットはＷｉ－Ｆｉ環境があれば使用はできますが、原則として児童生徒が学習活動に使用する場合に限られます。学習用タブレットを使用する内容やセキュリティー面で、使える場合と、使えない場合がございますので、交流センターでタブレットの使用を予定されるときは、事前に学校または教育委員会にご相談いただきたいというふうに考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　今年度、交流センターに電子黒板が整備されましたよね、２週間ぐらい前、立派なのが来ていましたけれども。これは、交流センターではどのような活用を、この電子黒板はされるようになるんですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今年度、１２地区の各交流センターに電子黒板を１台ずつ導入いたしております。これらの用途といたしましては、協働のまちづくりのデジタル化支援として、まちづくり協議会の構成団体等が行う各種事業に対する支援のために導入したものでございます。

一例を挙げますと、電子黒板を利用した様々なウェブ会議や、研修などの開催を考えております。電子黒板を活用した会議では、参加者全員が大型ディスプレーを見ながら協議ができたり、遠隔でのウェブ会議の際には、電子黒板に映した資料に書き込みを行いながら、参加者全員の端末の画面に共有ができますので、これまでよりも効率的かつ活発な会議や研修の開催が可能になると考えております。

電子黒板は大型モニターとして活用できますので、通常時は交流センターに来られた方に対して、市政や地域の様々な情報発信やイベント案内などのデジタルサイネージとしての活用、また交流センターは災害時には避難所になりますので、その際にはインターネットに接続し、リアルタイムでの様々な災害に関する情報の表示なども検討いたしております。このように電子黒板については、様々な地域活動に幅広く役立てていきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　例えば、この交流センターが電子黒板を活用した活動として、先ほどの子どもたちのタブレットも活用して、電子黒板を活用した授業を行うといった場合には、このタブレットは使えないのですか。教育部以外にもしかしたらなってくるかもしれないのですけれども、そういった場合はどうなんでしょう。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　例えば、地域の方にゲストティーチャーとなっていただく授業では、これまでは学校に来ていただき、対面で授業をしていただいておりましたが、オンラインでつなぐことで、コロナ禍でも安心して実施することができ、具体的にご説明いたしますと、ゲストティーチャーは交流センターからＺｏｏｍ等のウェブ会議ツールを使って学校の教師のパソコンとつなぎ、ゲストティーチャーと教師がそれぞれのパソコンと電子黒板をつなぎます。交流センターの電子黒板には学校の子どもたちの様子が映り、学校の電子黒板には交流センターのゲストティーチャーの様子が映り、対面と同じように、お互いの様子を見ながらやり取りすることができるといったことでございます。電子黒板を活用することでゲストティーチャーが複数いる場合や、ゲストティーチャー以外の参加者がいる場合も、子どもたちの様子を見ることができます。また、セキュリティー上、Ｚｏｏｍ等のウェブ会議ツールで教師以外の方と子どもたちの学習用タブレットを直接つなぐことは、これはできないようになっております。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　あとはもう、今、特別付託されておりますから、詳しいことは委員会のほうにお任せするとしまして、例えば、まちづくり協議会であったりとか、先ほどちょっと質問しました生活支援課の授業であったりとか、そういったときに、もしタブレットを使うといったことになったときには、学校や教育委員会に相談するということでよろしいんですか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　小中学校の児童生徒に１人１台の学習用タブレットが整備されて２年目を迎えたところでございますが、市内の学校をオンラインでつないだ合同授業や、地域の方や市外の学校とのオンラインによる交流など、学習タブレットと電子黒板の活用により、これまでの授業ではできなかった新しい形態で学ぶことが可能となりました。今後もより深い学びにつなげる道具として、関係部署との連携を図り、地域との交流や校外学習等にも活用内容を十分確認しながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ということは、学校や教育委員会に相談したらいいということでよろしいんですよね。それでしたら、逆にそういう授業を行うところが、個別に相談したほうがいいのか、例えば、まちづくり協議会であればまちづくり推進課を通して相談したほうがいいのかというと、どのように今後運営していくときにやっていったらいいのかお答えください。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　ただいまご質問の件につきましては、多様なケースが考えられますことから、先ほどご質問にもありました交流センターでの電子黒板の配置も踏まえて、関係課や関係部署のほうとちょっと今後、協議のほうをさせていただきたいと考えます。

○議長（秀村長利）

　６番　兼本芳雄議員。

○６番（兼本芳雄）

　ぜひお願いします。ここの交流センターではできたけれど、あそこではできなかったとかいうのが、やはり一番、いろいろと問題になってくると思いますので、よろしくお願いします。

こういったタブレットを活用した地域とのコミュニティーというのが、今後、いろいろ広がっていくのではないかと思っています。そのためにも、大変だとは思いますけれど、関係部署との連絡をしっかりとっていただいて、地域と学校が連携した取組ができるような部分を、ぜひよろしくお願いいたします。以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　０時０６分 休憩

午後　１時１０分 再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。１５番　田中裕二議員に発言を許します。１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

質問通告に従いまして、一般質問させていただきます。今回は、「ＡＥＤの推進について」、「地域猫活動について」、以上２点について質問いたします。

最初に、「ＡＥＤの推進について」でございますが、以前は、医療従事者しか使用できなかったＡＥＤが、平成１６年７月から一般市民でも使用できるようになって、１８年が経過いたしました。このＡＥＤを使用することにより、多くの命を救うことができました。また一方で、ＡＥＤが近くになかった。ＡＥＤを使おうと思ったが電池が切れていて、使用ができなかった。ＡＥＤを使用できる人がいなかった。また、夜間、ＡＥＤを取りに行ったが施錠されていて、ＡＥＤを持ってくることができなかった。また、男性が女性に対して、ＡＥＤの使用をためらって使用できなかった。このような声も上がっております。そのような状況を踏まえまして、飯塚市ではどのように取組をされているのかについて、質問また提案させていただきたいと思います。

　最初に、公共施設におけるＡＥＤの設置状況についてお尋ねいたします。人がたくさん出入りしている施設、イベント等で事故等が起こった場合、初動対応が重要であり、心肺停止に陥った場合には、ＡＥＤの活用で助かる命がございます。以前も質問させていただいたと思いますが、本市の市役所本庁、また各支所の設置台数や設置場所についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本庁には、１階及び２階にそれぞれ１台の計２台を設置いたしております。また、各支所におきましては、それぞれ１台ずつ、全て１階に設置いたしております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　本庁舎には、１階と２階の２か所に設置しているというご答弁でございますが、職員の方はどこに設置されているのかということは把握されているのでしょうか。数人の職員の方にお尋ねいたしました。そうしましたら、たしか１階にありましたよねという方がほとんどで、知っていました。しかし、２階にあるということを知っていらっしゃる職員さんはほとんどいらっしゃいませんでした。２階の生活支援課の入り口に設置されております。ＡＥＤがどこにあるのか、そのことを知らなければ、いざというときに間に合わないのではないかと思いますので、徹底していただきたいと思います。

また、エレベーター横に各フロアの案内板があります。その案内板を見ましても、ＡＥＤが設置している箇所は表示してありません。ＡＴＭとか自動販売機はこの階に設置していますという表示がされておりますが、ＡＥＤの設置の表示はありません。意識が低過ぎると、私はそのように思っております。来庁者のための案内板だからと思われるかもしれませんけれども、それでもこれはきちんと表示すべきだと思いますので、検討していただきたいと思います。

そして、１階と２階に設置してあるということは、来庁者が１階と２階に多いという意味で設置されていると思いますが、８階には食堂がございます。当然来庁者も多いと思います。この辺りもしっかりと考えていくべきだと思います。この台数で大丈夫なのかということも検討していただきたいと、そのように思っております。

　次に、小中学校の学校施設についてでございますが、小中学校の設置台数及び設置場所はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　小中学校、全２９校に設置しておりまして、現在の設置数は３４台になります。設置場所につきましては、校舎玄関や職員室付近など、各学校の実情に応じて設置のほうをしております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは、それ以外の交流センター等の公共施設の設置状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　その他交流センター等の公共施設の設置状況につきましては、飯塚市防災センターをはじめとした７５施設に７５台設置しております。設置場所といたしましては、ＡＥＤの適正配置に関するガイドラインに従い、入り口付近を基本として、配置場所が容易に把握できるよう、施設の見やすい場所に配置いたしております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは過去におきまして、市役所本庁、また各支所、公共施設において、このＡＥＤが実際に使用されたことがあるのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今年度についてはまだございませんけれど、昨年度は公共施設のほうで２件の必要なときがあり、使用いたしております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　その２件はＡＥＤを活用して、効果があったのでしょうか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　使用しております。命も助かったということでございます。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　しっかり役立ったということでございますが、それでは次に、維持管理についてお尋ねいたします。ＡＥＤ本体の当然耐用年数がございます。また、併せまして消耗品、バッテリーとかパッドの交換時期はどのように規定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ＡＥＤの機器本体につきましては、機種により差はございますが、おおよそ耐用年数は６年から８年となっております。交換が必要な消耗品といたしましては、電極パッドや本体バッテリーがあります。これも機種により差がありますが、電極パッドの耐用年数が２年、バッテリーの耐用年数が２年から５年となっております。耐用年数を迎えた際には、交換を行うことにより、適切な管理を行っております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　耐用年数に応じた交換等適切な管理を行っているということでございますが、どのようにその管理を行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市が管理している公共施設については、各施設の所管部署において、機器の整備や、職員の講習参加なども含め、計画的な管理を行っており、日常の点検、耐用年数の把握、交換等に係る予算等の確保、執行を行っております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ＡＥＤの管理につきましては、施設の所管課において計画的に管理されているということでございますが、それではＡＥＤの維持管理については、どのように規定されているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ＡＥＤの設置を義務づける法律はまだございませんが、安全配慮義務の観点からすると、人が多く集まる施設の管理者は、ＡＥＤを設置することが望ましいという社会的風潮は高まっています。ＡＥＤを適正に設置するためには、一般的に厚生労働省が通達しているガイドラインがございますが、ＡＥＤの維持管理につきましては、緊急時に作動しないことがないよう、厚生労働省がＡＥＤ設置者に対して日常点検実施を呼びかけているもので、内容は定期的に作動するかチェックして、必要があれば交換してくださいというものでございます。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ＡＥＤの設置の義務化については法律がまだなく、厚生労働省が日常点検を呼びかけているということでございますが、法律がない中で、ＡＥＤの維持管理は誰が責任を持って行うのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　現時点では明確に文書等での管理責任者は決めておりませんが、施設の備品となりますので、維持管理の面からすると、施設管理者が管理責任者になります。今後、責任者には説明書に記載されている点検・管理についての徹底を依頼していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　先ほど申されました厚生労働省のガイドライン、ここにはＡＥＤの点検担当者を配置し、ＡＥＤのインジケーターの表示を日常的に確認すること。また、電極パッドやバッテリーなどの消耗品の交換時期を表示ラベルにより確認し、適切に交換することとされております。だから、日々インジケーターを見てくださいということですよね。

以前、監査委員からもＡＥＤの維持管理について指摘されております。紹介させていただきます。ＡＥＤの管理について、ＡＥＤを確認したところ、消耗品である電極パッド及びバッテリーの使用期限が切れていた。ＡＥＤ本体についても耐用年数が過ぎている。ＡＥＤは救命措置を行うための重要な医療機器であり、いつでも使用できるよう毎日の点検を行い、適切な管理をする必要がある。所管課は管理台帳を作成するなど、指定管理者に対しＡＥＤに関する消耗品の交換時期を失念させない防止策を図られたい。また、ＡＥＤ本体については、バッテリーの交換を行えば問題ないとの回答を受けたが、本体の買換えについても、指定管理者と協議を行い、計画的な購入を検討されたい。これは指定管理者に対してですね。

またもう一つは、ＡＥＤの管理について、第１体育館に設置してあるＡＥＤを確認したところ、消耗品である電極パッド及びバッテリーの使用期限が切れていた。またＡＥＤ本体についても耐用年数が過ぎている。

また、このような指摘もあります。ＡＥＤは救命措置を行うための重要な医療機器であり、いつでも使用できるよう毎日の点検を行い、適切な管理をする必要がある。所管課は早急にＡＥＤ本体の入替えを図るとともに、管理台帳を作成するなど、指定管理者に対しＡＥＤに関する消耗品の交換時期を失念させない防止策を図り、ＡＥＤについて適切な管理を行うよう指導されたい。

このような指摘に対しまして、ＡＥＤの管理について、ＡＥＤの消耗品の使用期限切れ及びＡＥＤ本体の耐用年数超過につきましては、早急に対応するとともに、今後は管理台帳を整備するなど、ＡＥＤの管理が適切になされるよう指導します。このように答えられております。

管理責任者を明確にする必要があると思います。ただいまの答弁では、施設管理者が管理責任者になると、このような答弁でございますが、このことをしっかりと徹底していただきますようにお願いいたします。

　次に、ＡＥＤ講習についてお尋ねいたします。市職員等のＡＥＤ講習の状況についてでございますが、ＡＥＤは講習を受講しなければ使用できないということではなく、誰でも使用することができます。しかし、ＡＥＤは心室細動、心臓の筋肉がけいれんし、血液を流すポンプに支障を来した状態、これを心室細動と言うのですが、その心室細動になった心臓に対して正常なリズムに戻すために、電気ショックを与えるというものでございますので、ＡＥＤは操作方法を音声でガイドしてくれるため、誰でも簡単に使用できるとは言うんですけれども、ＡＥＤを見たこともない、触ったこともない方が、ＡＥＤを使えるかといえば、非常に難しいと思います。しかしこのＡＥＤを使った講習を受講すると、これだったら自分でも使えると、誰もが実感できると、私自身もそうでした。そういう実感を持ちました。

そこで、飯塚市の全職員が受講するように提案し、現在も計画を立てて受講されていると思いますが、現状はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　ＡＥＤの使用に関しましては、質問議員が言われますように、誰もが操作できるとはいえ、命に関わることでございますので、正しい操作方法を習得することが望ましいと考えております。このため、講習につきましては本市の正規職員はもとより、嘱託職員や関係する施設の職員を対象に、飯塚地区消防本部の協力を得て、毎年、普通救急講習Ⅰを実施しており、今年度につきましては、１０月以降に実施する予定といたしております。

受講者数の現状につきましては、平成２８年度以降の受講者数で説明させていただきますが、関係職員の方々も含んだ数字で答弁いたしますと、平成２８年度は１３８名、平成２９年度は１４１名、平成３０年度は１５２名、令和元年度は２１７名となっております。なお、令和２年度及び３年度につきましては、コロナ禍により、講習の実施いたしておりません。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは、教育現場における教職員、また事務員等の講習の状況についてはどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　本市におきましては、毎年、飯塚市学校保健会の研修の一環として、各小中学校の養護教諭、保健主事を対象に、消防署の職員を講師としたＡＥＤ研修を行っております。また、養護教諭以外の教職員については、消防署職員や研修を受けた養護教諭等を講師として、教職員対象のＡＥＤ研修を各学校にて行っております。新規採用教員につきましては、学校で行う研修のほかに、毎年５月に県教育委員会による初任者研修の一環として、実習を含めたＡＥＤに関する研修が行われております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは、児童生徒のＡＥＤの使用を含む心肺蘇生教育の状況については、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　中学校の保健体育科、保健分野、障がいの防止では、心肺蘇生に陥った人に遭遇したときの応急手当てとしては、気道確保、人工呼吸、胸骨圧迫、ＡＥＤ使用の心肺蘇生法を取り上げ、理解できるようにするとなっております。実際ＡＥＤを使用した実習を行うか否かは、それぞれの学校に任されていますが、全ての中学校において、心肺蘇生法について学習を実施されております。

また、小学校第５学年体育科で、交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止について学習するとともに、擦り傷ややけれどなどを取り上げて、その簡単な手当ての方法等について学習するようになっております。特に心肺蘇生法については、現行の学習指導要領には取り上げられていませんが、保健の教科書の中に、資料として、心肺蘇生とＡＥＤの使用方法について記載されており、各小学校で学習を行っております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　中学校ではＡＥＤを使用した学習を行うか否かについては、それぞれの学校に任されているということでございますが、全ての中学校において、心肺蘇生法についての学習は実施されていると、このような答弁でございますが、平成３０年６月議会において、同僚議員の質問に対し、当時の担当部長は、２０１１年度からはＡＥＤの取扱いを含めた心肺蘇生法について学習することになっておりますと、このような答弁があっております。実際に学習は行われたのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　学習指導要領の指導内容のとおり、全ての中学校において、ＡＥＤ使用の心肺蘇生法についての学習を実施しております。現在、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、ＡＥＤの実習を休止している学校もございますが、中学校で実習を行っている学校は６校となっております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　小学校では保健の教科書の中に資料として心肺蘇生とＡＥＤの使用方法について記載されており、各小学校で学習を行っているというご答弁でございましたが、これも、平成３０年６月議会で、今年度は市内２つの小学校がＡＥＤの実習を取り入れた授業を行っておりますと、このようにご答弁されております。その後、こういったＡＥＤを使った実習を取り入れた学校が増えたのかどうか、この点はいかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　過去に日本赤十字社と連携して授業を行っていた小学校、本市の学校保健会のＡＥＤの練習キットを活用して授業を行っていた小学校がございましたが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、現在、実習を行っておりません。小学校につきましては、ＡＥＤの実習を取り入れた授業を行っている学校は増加いたしておりません。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　これも以前の質問の際に言われたことでございますが、ＡＥＤを使用した学習に参加した小学校の子どもたちの感想としては、もっと勉強して人を助けることができるようになりたいと思った。初めはＡＥＤを使うのが怖かったけれど、自分でもできると思ったなどの感想が挙げられております。また、中学生では、初めてＡＥＤを使って音声で説明してくれることに驚いた。人の命を救う力が少しだけれどついてうれしい。また、自分の命だけではなく周りの人の命も助けたいと思うと、このような感想があっております。現在は、先ほども答弁ございましたように、コロナ予防の観点から、実際に実施するということは難しいとは思いますけれども、市内全小学校、中学校でＡＥＤを使用しての学習を実施すべきだと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秀村長利）

　教育部長。

○教育部長（山田哲史）

　緊急時、傷害を受けた人の状況を悪化させないために、簡単なけがの手当や、包帯法、止血法及びＡＥＤを使用した心肺蘇生法など、応急手当てができるようにすることは大変重要なことであると考えています。教育委員会といたしましても、市内小中学校に対し、簡単なけがの手当てやＡＥＤを使用した心肺蘇生などの実習を通した学習を奨励してまいりたいと考えます。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。

　次に、指定管理者を含む公共施設職員の受講状況については、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市の職員に対する講習案内の際には、関係する所管課へ指定管理者、施設職員への受講について、依頼の文書通知を行っており、これまでにも、文化施設や福祉施設、交流センター関係者などについても受講いたしております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　では、今後の取組についてお尋ねいたします。公の施設については、施設が閉まる時間帯がございますが、事故等の発生は、昼夜を問わず発生が考えられますので、夜間でのＡＥＤの使用、当然このような状況も出てくるかと思います。その場合、夜間でのＡＥＤの使用については、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ＡＥＤは専門医が作成したガイドラインにおいて、設置されている施設の利用者だけではなく、２４時間、誰もが使えることが望ましいと指摘されております。ただし現状といたしましては、本市に限らず公共施設に設置されているＡＥＤは、施設の閉まる夜間や休日など、利用できない時間帯がございます。飯塚消防本部管内における２２時から翌朝７時までの夜間の救急搬送における状況について聞き取りを行ったところ、令和３年度の夜間の救急搬送２２４件のうち、５４件が心肺停止による搬送で、高齢者入所施設や心臓に疾患を抱えている方が多いということでございました。また、心肺停止の状態でＡＥＤを使用する必要がある方の割合は、２０人に１人の５％ということでございました。心肺停止時はＡＥＤと心臓マッサージを救急車の到着まで繰り返すことで、救命の可能性が高まることから、夜間にＡＥＤを使用できることは非常に有効であるとのお話でございました。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　夜間でも事故等の発生は起こってしまうわけでございますので、設置しても緊急時にＡＥＤが活用できなければ、命に関わることにもなりますので、早急に検討をお願いいたします。

　先進的な例として、屋外型収納ボックスを全小中学校を含めた公共施設に配置されている自治体もございます。どうかそのようなところも参考にしていただき、早急な検討をお願いいたします。

　最後となりますが、今後の民間施設へのＡＥＤの普及啓発について、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　民間施設でのＡＥＤの設置状況はＡＥＤマップへの登録が推奨されていることから、インターネットで公開されています日本全国ＡＥＤマップに登録されている情報で確認しておりますが、他の情報収集については、ＡＥＤの設置ステッカーなどの情報しかなく、本市にあるＡＥＤの正確な状況については把握できていないのが現状となります。

今後の普及活動といたしましては、ＡＥＤの有効性の周知とともに、ＡＥＤの活用できる地域を広げていくことが重要でございます。高齢者等の入所施設にはＡＥＤが設置されている施設が多く、市内各所に施設が開設されていることから、緊急時のＡＥＤの貸出しに協力していただけるような仕組みを検討し、夜間のＡＥＤ使用が可能となるような地域を増やしてまいりたいと考えております。

また、ＡＥＤの設置が効果的であるスポーツジム及びスポーツ関連施設、大規模な商業施設、多数集客施設など、設置が推奨されている民間施設におきましても、設置状況の把握に努め、未設置施設への普及啓発活動を実施していきたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　未設置施設への普及啓発活動を実施してまいりたいということでございますので、ぜひともお願いいたします。

またもう一つ、先進自治体の取組を紹介させていただきますけれども、交付金や補助金等を活用して、事業者の協力を得て、２４時間営業されているコンビニエンスストアにＡＥＤを配備している自治体も多くございます。こういったところも参考にしていただきたいと思います。

また、ある民間企業の調査によりますと、男性のおよそ４割が女性に対してＡＥＤを使うのにちゅうちょするという状況があるようでございます。目の前で知らない女性が倒れているとき、ＡＥＤを使用することに抵抗を感じますかと、このような問いに対しまして、およそ４割の男性が、できれば女性には使いたくないと感じるとか、また女性であればＡＥＤは使わないと答えたという方が４割いらっしゃったということです。それで、ＡＥＤを使用するためには上半身の素肌にパッドを貼る必要がございます。そのため、女性の服や下着を脱がせることに抵抗を感じる男性が多いということです。一方で女性は、そういう緊急時、有事のときにはそんなに気にしないと思いますから、救ってもらえるなら、ぜひＡＥＤを使用してほしいと思います。皆さん感謝すると思うので、ぜひやってあげてほしいですと、このように思ってあるそうです。ＡＥＤは先ほど言いましたように、電源を入れて２枚のパッドを素肌に貼りますが、金属部分がパッドに触れなければいいので、服を全て脱がせる必要はなく、下着をずらして貼ることで対応ができます。そのことを多くの方が知らないようですので、しっかりとこのことも浸透させていただくようにお願いいたします。さらに、パッドを貼った後であれば、その上からタオルや衣類をかけて肌を隠してもＡＥＤの使用に問題はございません。先進自治体では、パッドを貼った後に肌を隠せるように、ＡＥＤボックスに三角巾とその三角巾の使用方法のチラシを一緒に配備している自治体もございます。そういった自治体もぜひ参考にしていただきますようお願いいたします。

いざというときに、誰でもＡＥＤが使用できるように、先進自治体の取組なども参考にしていただきまして、助けられる命は助けていただきたいと、そのような取組を強く要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、「地域猫活動について」質問させていただきます。この活動、飯塚市にとっても非常に重要な活動と思いますので、しっかりと啓発していただきたい。そして知っていただきたいと、このような思いから質問させていただきます。

　最初に、野良猫等による苦情等の対応についてでございますが、最近、野良猫による被害について、市民の方から様々な相談が寄せられております。市に寄せられる苦情も多いかと思います。そこでお尋ねいたしますが、野良猫に関する苦情はどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　苦情内容につきましては、野良猫への餌やりと、それに伴って集まった野良猫によるふん尿被害がほとんどでございます。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　そのような苦情に対して、どのように対応されているのかお尋ねいたします。私も野良猫のふん尿被害等の相談を受けたこともございます。担当課に相談すると、餌をやらないでくださいというチラシを地域限定で配付しましょうかとか、ポスターを貼りましょうかとか、そのような対応しかなかったようですが、現在はどのような対応をされているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　対応といたしましては、餌やりをされている方が特定できれば、室内で飼っていただくことや、野良猫の不妊去勢手術を行っていただくようお願いしているところです。それができないということであれば、野良猫の過剰繁殖を抑えるためにも、餌やりをやめていただくようお願いしております。併せまして、地域猫活動に関する紹介なども行っております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいまの答弁の中で地域猫活動という答弁がございましたが、地域猫とはどのようなものなのか、その定義についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　地域猫とは、特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域の住民の合意とルールの下で、適正に管理されている猫のことでございます。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　猫の定義として、飼い猫、飼い主のいない猫、野良猫ですね、この野良猫の中で、地域猫と、地域で管理している猫というふうに分類されているようでございます。それでは、この地域猫活動とはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　地域猫活動とは、地域住民の合意を得た上で、飼い主のいない猫の過剰繁殖やふん尿等による被害を防止するため、日々の餌や排せつ物の管理、また、地域猫の不妊去勢手術や新たな飼い主探しなど、費用等のご負担もある中で、地域住民のボランティアの方々を中心として行う活動のことでございます。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それでは、地域猫活動の啓発はどのように行っているのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　地域猫活動支援事業につきましては、市報による支援事業のお知らせ、地域猫活動ガイドラインの隣組回覧、また、市ホームページ掲載による啓発を行っております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　ただいま地域猫活動ガイドラインの隣組回覧と、このようなご答弁がございましたが、このガイドラインの内容につきましては後ほど触れさせていただきます。

市のホームページに地域猫活動を掲載していると答弁がございました。このホームページを見ますと、支援の内容として、地域猫活動団体が活動地域内で管理している猫に関して不妊去勢手術を実施する場合、協力動物病院で使用可能な手術券を交付し、その手術に要する費用を予算の範囲内で市が補助いたしますと、このようにございました。この事業の概要についてお尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　当該事業につきましては、猫に起因する生活環境への被害の軽減などを図るとともに、動物愛護の観点から、飼い主のいない猫を極力減らしていくことを目的としており、先ほどもご答弁いたしました地域住民のボランティアの方々を中心とした地域猫活動団体が、福岡県獣医師会の協力動物病院で不妊去勢手術を実施する場合に手術券を交付し、その手術に要する費用を予算の範囲内で市が補助する制度でございます。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　それは地域猫団体活動登録を行う必要があるということですよね。それは２名以上の方で構成される団体ということだと思いますが、２名以上の方が団体として登録されれば、誰でもこの不妊去勢手術を行う場合、手術券は交付されるのか、この点はいかがですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　今、質問議員が言われたとおりでございます。団体登録すれば手術券を発行します。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　これはたしか予算委員会等でも質問させていただきましたが、その予算の範囲内でという答弁が先ほどございました。この不妊治療手術をする猫ちゃんが多かった場合、予算を超えた場合、そのときはどうなるのですか。補正予算等で増額されるのか、それとも次年度に回るのか、この点はいかがですか。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　まずここ３か年の実績をちょっと申し上げたいと思います。令和２年度が雄のほうが３匹で４万８千円です。令和３年度が雄６匹、雌２匹、計１４万８千円。令和４年度、現時点ですけれども、雄１匹、雌１匹で４万２千円ということになっております。１匹当たり雄が１万６千円、雌が２万６千円で、市のほうが２分の１、県のほうから２分の１ということになっておりますので、今の実績から言いますと、ほぼほぼ、超えることは今まであっておりません。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　予想以上に少ないということで、逆にびっくりしました。今後この活動が活発化して、そういったふうなことができるということが皆さんが分かれば、増えてくるのではないかと思いますので、そのときにはどういうふうに対応されるのか、検討していただきたいと思います。

そういった様々な苦情も多いということで、動物愛護の観点もございますので、なかなか解決は難しいかと思いますけれども、野良猫による被害を減らしていくために、今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　市民環境部長。

○市民環境部長（福田憲一）

　先ほども申し上げましたが、まずは野良猫の餌やりをされている方に対しましては、室内で飼っていただくことや、不妊去勢手術を行っていただくこと、それができないのであれば、餌やりをやめていただくことを引き続きお願いをしていくとともに、費用等のご負担もある中で、地域住民のボランティアの方々が中心となって活動をしていただいております地域猫活動について、市民の方々に理解していただき、このような地域活動の輪が市内各所で広がることが望ましいと考えておりますので、今後も県の関係機関との連携や情報共有を図りながら、地域猫活動に関する周知活動等を行ってまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１５番　田中裕二議員。

○１５番（田中裕二）

　この野良猫の問題は近隣トラブルの原因にも発展いたします。この問題を解決するには、地域の猫を助けたいという方、また逆に猫に困っているという方、この両方がお互いに餌やり以外の管理もする、排除せず、見守るといった歩み寄りの気持ちを持ち、長期的な視点で解決を目指すことが求められております。そのためには、地域住民や自治会などで問題点を確認し、解決に向けた取組について話合いを行い、餌やりやトイレ、不妊去勢手術などの計画をつくり、その計画に基づいて実施して、そのことを回覧等により、定期的に活動内容を地域住民に報告する。このような活動の進め方が大事だと、先ほど触れられましたガイドラインには掲載されております。

猫の寿命は、飼い猫は長い猫で２０年ぐらい生きるそうでございますが、野良猫は３年から５年が寿命だと、このように言われています。やはり厳しい環境の中で生きているので、寿命は飼い猫に対して非常に短いようでございます。大事なことはこの寿命を全うさせて、一代限りで子孫を増やさない取組が必要だと思います。不妊去勢手術を行った猫は耳にハート型の切り込みをプチンといたしますので、この猫は子孫を増やさないということが分かります。以前テレビコマーシャルでもあっておりました、この地域猫の。ですから、御存じの方もいらっしゃると思いますが、そのために行う不妊治療手術の費用も、先ほど答弁がありましたように、市の補助もございますので、このことを広く啓発していただき、この地域猫活動が市内各所で展開されることを望んでおります。

以前も申し上げましたが、人と動物の共生する社会の実現に向けて、少しでも多くの地域にこの活動が浸透するよう、市と県で協力して周知活動等を行っていただき、そのような活動団体に対しましては、可能な限りサポートしていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秀村長利）

暫時休憩いたします。

午後　１時４９分　休憩

午後　２時００分　再開

○議長（秀村長利）

　本会議を再開いたします。１３番　小幡俊之議員に発言を許します。１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　飯塚みらい会の小幡です。一般質問をさせていただきます。今回は、「飯塚市農業委員会について」と今建設中の新総合体育館へ納入する予定の「移動式観覧席について」、何点かお聞きいたします。

まずは、「農業委員会について」ですけれど、今年３月に、第３回定例会において、農地転用に伴う「水利関係承諾に関する陳情書」、第１７号というのが提出されていますけれども、その要旨について、説明願いたいと思います。

○議長（秀村長利）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　「令和４年陳情第１７号　水利関係承諾に関する陳情書」の要旨ということでございます。要旨につきましては、飯塚市農業委員会が農地転用申請時に求める水利関係承諾書に対し、当該農区関係者が承諾条件として金銭を要求する行為の禁止を求めるというものでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　そうですね、この陳情は、水利権の承諾を求めるときに、承諾書の印鑑を押すのに、お金をちょうだいと、こういう行為はやめてくれないかということなんですね。同じく一般質問させていただきましたけれど、ちょっと確認したいんですけれども、今言いました水利権の承諾書の承諾印をもらうときに金銭を要求するということで、前農業委員会の会長に申請者が是正を求めて会いに行ったと。前農業委員会の会長は、これはいかんということで、農業委員会の中で審議する予定だったんだけれど、印鑑を押すときに金銭を要求された農業委員の方々が前会長の不信任案動議を出されて、前会長は辞職に追い込まれたということを聞いたんだけれど、農業委員会でそういった事例があったのでしょうか、それをちょっとお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　昨年度になりますけれども、農業委員会総会の中で会長解任というような事実はございました。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　一方的な話だったんだけれど、そういうことで自分は辞めさせられたと、辞めたんではない、辞めさせられたということを言っておられました。それで、この「陳情第１７号」を出したんだということでした。同じ時期に私も３月議会で一般質問をしたんですけれども、当時、その事例はお金を請求するような事例が発生しているということを、市長は御存じなかったということでした。これは違法行為ということで、その後、執行部はどのような対応をとられたのか、お尋ねいたします。

○議長（秀村長利）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　農業委員会としましては、質問議員から３月議会における一般質問の内容から、農地転用に関する水利関係承諾書につきましては、周辺農地に支障がないか確認のための提出を求めているものでございまして、議会でのご指摘のようなことがある場合には、訴訟等に発展することも考えられますので、適正な対応をお願いしますという内容の注意喚起文書を、令和４年４月に農業委員会会長名で農区長様や、生産組合長様へ配付いたしております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　農業委員会としては、そういう取扱いをやったんだろうけれど、私が聞いたのは、執行部からちゃんと農業委員会に指示か何かありましたかということなんです。執行部側に何か指示したのかを尋ねているんだけれど、副市長あたりで指示されましたか、対応について。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　経済部農林振興課のほうが農区であったり、生産組合であったり、農業者団体は所管しておりますけれども、農林振興課のほうからそういった形の指示は、まだ出しておりません。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　ということは、農業委員会で、自力でそういうことをやったということだね。今、局長のほうから話がありましたけれども、実態調査はされましたか、そういう事実があったかどうかというのは。どうでしょうか。

○議長（秀村長利）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　そのとき、この陳情書にある分の案件につきましては、当時、農業委員会の中でも協議されているものと思っております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　正式な事実関係は、この陳情の内容は私も確認できていませんけれども、事実とすれば、何か市としても、農業委員会としても対応しなくてはいけないのではないかということを指摘しておりましたけれど、今、局長のほうでどのような対応策をとられましたかということで、各農区長とか、生産組合長に注意喚起文書を配付されたということでしたね、今の農業委員会の会長名で。その配付された文書をちょっと紹介していただけますか。

○議長（秀村長利）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　令和４年４月に各農区長様、生産組合長様、農事区長様宛てに「農地転用に係る水利権者への同意について」ということでお願いの文書を送らせていただいております。こちらのほうにつきましては、水利権者の代表としまして、同意の押印をされる際には、地区担当の農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん等、地元の関係者も交えて十分に検討してくださいますようお願いします。また、先ほどもお話しましたけれども、３月に開催されました市議会におきまして、水利関係承諾書を条件に金銭を要求している案件があると聞くという発言がありましたということで、農業委員会からお願いしております水利関係承諾書は、農地転用による周辺農地への営農に対する支障がないことを確認していただくものでございます。各地区における諸事情等もあると思われますが、案件によっては訴訟や事件にも発展することも考えられますので、適切な対応をお願いしますというような文書を出させていただいております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　今の注意喚起というか、その文書を農区長さんや生産組合長さんに、農業委員会の会長名で、これは今年４月２７日付で配付していますよね。ただ文書的には、明確にそういう金銭要求をしてはいけないというのは書いていない。十分注意して、訴訟なんかになるかもしれないよと、言い換えれば訴訟にならなかったら、取ってもいいのかという文書なんですよね。文書に対していちゃもんつけるわけではないんだけれど。文書は渡したと、その後、農業委員会としては、農業委員会の中でしっかりと協議はされましたか、ちょっとお尋ねします。

○議長（秀村長利）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　この周知文書につきましては、農業委員会会長名で発出しておりますので、会長と協議の上、対応させていただいております。また、令和４年４月より農業委員会委員が新体制となっておりますことから、令和４年５月に、今回の対応について農業委員へ説明を行っております。また、７月開催の農業委員会総会におきまして農業委員、農地利用最適化推進委員へ、コンプライアンスや法令違反についてのパンフレットを配付させていただきまして、農地制度の適正執行についてお伝えしております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　４月以降に各農業委員の方に説明して、パンフレットを配付したり、取りあえずそういうことを禁止するという通達はちゃんとしているんだよね。それにもかかわらず、この通知文を配付等されたのは認めますけれども、それを完全に無視してかどうかは知らないけれど、４月末から５月にかけて、明確には言いませんが、２００号バイパス沿いだよね、まだお金を取っているんですよ。取られた申請者が私のところの事業所にわざわざ出て来られて、こういった内容だと、いまだにお金を取られるのはおかしくないですかという訴えがあっております。止まっていないんだよね。これについては、これを止めるために、さらにどのような対応をとるのか、今、局長の考え方があったら教えてください。

○議長（秀村長利）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　農業委員会としましては、そのような実態があることについて、農業委員会内で協議し統一した見解を持って、再度各農区長や生産組合長等へ通知文書を発送したいと考えております。また、通知文書の発送につきましては、関係各課と協議し対応してまいりたいと考えております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　そういったことをやっても自覚されていないのかどうか知らないけれど、承諾書をもらいに行ったらお金を請求する。何か慣例化しているみたいなんですね。農業委員会としては、実態調査をやっていないということだから、ちょっと詳細について簡単に言いますけれど、農地転用の申請者が農業委員会に申請したいという話を持ってきますよね。それで農業委員会にかけますね。当該農地区の農業委員等が現地を見たり、申請書と照らし合わせて、チェックするのでしょうけれども、その書類の中に、要は水利権の承諾書の印鑑がいるんですよ、どうしてもね。

水利権の印鑑をもらいに申請者が行きましたと、行ったら誓約書というのを見せられて、簡単に読みますよ、誓約書。今般農地、飯塚市どこどこ地区の、今回は１１０８坪、３反分ぐらいかな。ここを開発に当たっての転用建築許可がありました場合には、生産組合規約を遵守することはもちろんのこと、左記の項目に違反せんことを誓いますという誓約書に印鑑を押せということなんです。この誓約書、１、用水路を利用する場合は、工作物に被害を及ぼさないように注意すること。また、必要により担当の施設等を設置した場合は、流水の阻害のないようにいたしますと。２番目として、用水路及び排水路に床板をかける場合は、生産組合の立ち合いの下、決めますと。３番目に、農道及び用水路変更については、生産組合と協議の上、決定します。４番として、農地法第４条と第５条の規定により許可申請時に貴生産組合に農業用排水路管理費として、生産組合規約に基づき左記の金額を納入いたしますとなっている。①として、一般住宅の場合は１坪につき５００円納入いたします。②として営業目的の住宅の場合は、１坪につき１千円。③として、床板については１メートルにつき２万円と。３メートルまでは無料とする、括弧と。なお、２メートルおきにグレーチングを入れること。５番目として農地の農作業のときには苦情は申しません。また何かあったら生産組合と協議します。最後に、この誓約書を２部作成し、印鑑を押して、この金額をもって申請してくれということで、今言いました１１０８坪に１千円掛けて１１０万８千円。納入方法については、現金にて納入とすると。請求書は発行できない。発行した前例がないためと。振り込みは駄目だと。生産組合長名と組合口座の名義が違うから駄目と。過去にもコメリ、ニトリ、ヒマラヤの開発時にも現金で持参してもらっていると。現金と先ほど見せた別紙、誓約書２部に押印して持参してもらえば、その場で農地転用に必要な承諾書への印鑑を押すと。並びに負担金についての領収書も発行すると。次回４月２２日の農業委員会の農地転用申請までに持ってこないと、今月はあげない。４月が駄目なら、次は５月になるということで、生産組合の代表代行及び会計担当役員ということでこの誓約書と現金を持って来いと、やっているんですよ、４月末から５月にかけて。仕方なく持って行ったと、４月に間に合うように。実際に農業委員会に申請が上がっていますよ。

その後に、農業委員会からその申請者にまた電話があったと。申し訳ない、水利権がもう１か所あるよと。どこどこの水利権のほうにも、承諾印をもらうように行ってくれということで連絡を受けて、後日指定された生産組合長のところに行ったと。生産組合長さんいわく、どこどこの生産組合に１１０万円ぐらいの現金を持って行ったろうと。うちも水利権者さんだよということで、また同じような誓約書を出されて、ここはちょっと文面が違う。読みますよ。このたび、私有地に関わる飯塚市○○番地に浄化槽により排水しております家庭用水（商業用水）及び雨水、または用排水路を利用しておりますため、当社が農業用水路使用料として、金８８万６４００円を清掃業負担分として、異議なく了承し、本誓約書を差し入れます。また条件として、使用目的以外は使ってはいけない。建物等に何かあったら組合と協議してと。排水の流末にはためますを設置しますと。水路の使用料が坪８００円と、一方では１千円、ここは８００円と。水路に橋を架けるときは、１メートルにつき１０万円負担してくれと。組合員が売買するときは８００円、ただし組合員が自分で営業、アパート等を建築するときは５００円とすると。最後に隣接地に風水害、その他の飛散物等による農作物の被害が出た場合は、その都度、双方の代表者同士で協議して補償しますという誓約書を差し入れて、ＪＡバンク福岡嘉穂農業協同組合のどこどこ生産組合、組合長名の口座へ振り込んでくれと、この８８万６４００円。同じ申請者で１１０万円と約９０万円で、２００万円のお金がかかるということで、これを農業委員会のほうに訴えに行ったということだけれど、訴えに来られましたか。

○議長（秀村長利）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　今、ご紹介いただいた件につきましては、確かにそのようなお話をしに来られたことはございます。そのときにつきましては、申請書等不備なく申請をされておりましたので、農業委員会総会で審査させていただいております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　そういうことなんですよ。１か所のみならず、もう１か所印鑑をもらってこいと言われて行ったら、また請求されたと。４月末に、４月２７日付で農業委員会会長名で注意勧告しても、現地が動いていないんだよね。いまだにお金を取っていると。現にお金を払っているんですよ。こういう実態があるということを、農業委員会も、お金は別にして、そういう動きがあるというのを十分把握してくださいということで指摘しておきますが、まだいまだに止まっていないと。

それで執行部にお尋ねしたいんですけれど、こういう飯塚市の農業委員会の公文書ですよね。これを申請者に対してお金を請求しながら、現場が動いているということについて、執行部は今後どう対応されるのか、考えがあればお聞きしたいんですけれども。また、事実かどうかの実態調査をする気があるかどうか。お答えできるならお答えしてください。

○議長（秀村長利）

　経済部長。

○経済部長（兼丸義経）

　ただいまご質問いただきました農区や生産組合に関する農業関係団体に関することにつきましては、先ほど申しましたけれども、経済部農林振興課所管でございますので、今のような訴訟等に発生するおそれのあるような事案につきましては、今後も発生しないよう農業委員会とも協議いたしまして、農地法の制度が適正に執行されますよう、通知文書等により適切な対応を求めてまいりたいとは考えております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　次回の農業委員会はいつ開催されますか。

○議長（秀村長利）

　農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　次回は１０月７日になります。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　約１か月あるので、どういう対応するか、十分執行部とも打ち合わせて、農業委員会として適切な指導をしてください。これは４月、５月に発生した事案なので、もう９月ですよ。お金を取ったその生産組合は１１０万円を取っていますので、それはどうする。そのままもらっておいていいわけ。それとも飯塚市としては、違法だからちゃんと返しなさいと言うのか、そこのところ誰か答弁ができますか。

○議長（秀村長利）

　暫時休憩いたします。

午後　２時２４分　休憩

午後　２時２４分　再開

○議長（秀村長利）

本会議を再開いたします。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（田中善広）

　ただいまの案件につきましては、違法性も含め検討した上で対応していきたいと思っております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　今日はそこについては、突っ込みませんけれどね。１１０万円を払ったところは払っているんですよ。知らない間での事例ならともかく、分かっていて、そういう注意勧告も出ても、なおかつお金を請求して、こういった誓約書まで作っているんですよ。これに印鑑を押して来い、お金と一緒に持って来いとか、でたらめだよね。勝手に金額を決めて、これを持って来ないと押さないと。恐喝ですよ、恐喝。これは、申請者は今じっと待ってあります。被害届を出すか、出さないか。訴訟まで持っていくか、どうか。ちゃんと飯塚市のほうで対応するので、しばらく待っておいてくれということを言っておりますので、早期にちょっと考えようよ。その請求した生産組合のところにもちゃんと行って、どうするか話し合ってください。このままにしていたら黙認したことになるよ。もう１か所は、まだ振り込んでいないらしい。そこのところをよろしくお願いします。農業委員会については、どこかの場で回答をいただきたいと思います。

　では、「移動式観覧席について」、お尋ねいたします。（発言する者あり）ちょっと頑張って声を出します。新体育館に納入予定の移動式観覧席ですね。これはそもそも建築本体工事に入っていた移動式観覧席は、物件ではないかということを、再三いろいろな委員会とか本会議でも質問等があっておりますけれども、１回目の入札が不調になり、２回目も不調になり、３回目で契約が成立したという案件です。再度、それぞれの設計の違いについて、説明を求めます。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新体育館の入札につきましては、今、質問議員が言われますように、３回の入札を行っております。１回目の入札は不調となり、２回目の入札は、本体工事から外構工事と全ての観覧席設置工事を外し実施しましたが、これも入札不調となっております。３回目の入札は、再度、資材価格等を直近の単価に見直し、２回目で外した外構工事と移動式観覧席を含まない固定観覧席設置工事を工事に戻して実施いたしております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　今は外構工事、移動式観覧席を含まない固定観覧席等を３回目には戻して入札をしましたと、分かっているんですよ。当時、分かっていなかったと指摘していますよね、当時はね。今、部長が説明されたように移動式観覧席をちゃんと外していますという説明を、どこかの委員会でなされましたか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　議会の説明でございますけれども、令和２年５月２６日に開催されました協働環境委員会におきまして、契約議案の質疑応答の中で答弁いたしておりますが、２回目の入札に当たっては、外構工事、観客席等設置工事を設計から外して公募をかけましたが、２回目の入札も不調となりましたので、再度、資材単価、労務単価を直近の単価に見直し、２回目で外しておりました外構工事、固定観客席等設置工事を、再度本体工事に組み込んだというような答弁を行っております。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　令和２年５月２６日の協働環境委員会の議事録を見直しました。今、部長が言われたとおりしか回答していませんね。先ほど大きい声を出せと指摘された川上議員がかなり質問していますよ。１回目と３回目の違いは何なのかと。約２億円近く１回目と３回目の予算が上がっているけれども、中身はどこが上がったのかと、具体的に説明しろということを再三言っているが、なかなか明確な答えが出ずに、その中でも結局、最終的には１回目と３回目で、１回目をフルバージョンとした場合に、３回目をフルバージョンと思っていた委員は、その中から移動式観覧席が外れていたということを知らないまま２年来て、６月、前定例会で新しく移動式観覧席の議案が上がってきた状況なんですよ。だから２年前に戻って申し訳ないが、安藤・間・九特のＪＶかな、２８億４５７０万円で受注されていますよ。これはもうフルバージョンと思って、承認したわけ。でも、このほかにもあと８千万円近くの移動式観覧席もいるということが分かっていたら、議会承認の契約承認自体がおかしくなっちゃうでしょう。言い換えれば、執行部がそういうことを、だましたとは言わないよ、隠したまま、隠したとも言わない、説明せずに入札の結果を報告し、契約案件として上げてきたわけですね。これはいかがなものかと思いますが、ちょっと移動式観覧席に戻しますけれど、質問の中で、移動式観覧席の予算をどういうふうにして決めたのかという設問に対して、昨年の暮れですけれど、去年１２月ぐらいかな、移動式観覧席のメーカーから見積りを取りましたと。その定価見積りの８掛けを予算といたしましたということの答弁をいただいているんですけれども、このメーカーはどこのメーカーですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　予算を見積りしたときのことでございますが、メーカーにつきましては、コトブキシーティング社でございます。これにつきましては、もともと建築工事の中で実施設計をしますが、そのときにコトブキシーティング社の製品を想定したということもございまして、コトブキシーティングの定価で計算をいたして予算を組んでおります。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　そこは自然な動きよね。もともと本体工事に入っていて、建築で設置する固定式壁収納式においてもコトブキなんだから、コトブキから見積りを取るということは、自然な動きだと思うんだけれど、暮れに取ったときの予算額は幾らだったんですか、教えてください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　税抜で７５００万円で予算額を設定いたしておりました。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　税抜７５００万円ということは、税込８２５０万円でよろしいですかね。この仕様書に１３者で入札を指名したんだけれども、市内業者１３者に仕様書を渡しましたよね、この仕様書で見積りしてくださいと。１３者で一番安く納入してくれるところが落札するんでしょうけれども。この仕様書は、見積りを取ったメーカーがコトブキということでしたので、コトブキシーティング社の商品名は何ですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　商品名でございますが、コトブキシーティング社のＲＳＰシリーズのビジョンでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　コトブキシーティング社のＲＳＰシリーズ、ビジョンですね。これを基本にコトブキ社の仕様書、それを基に飯塚市が仕様書を作ったんだよね。そこまでは分かりました。結局、予算は７５００万円税抜で、税込８２５０万円と。２年後に入札をしたということなんだけれど、私が一番聞きたいのは、何回も言いますが、２年前にこの移動式観覧席が本体に入っていたと思い込んでいました。２年たったら外れていました。これは外れていると、本体工事から外れているというのを執行部、要は市長、副市長、部長、ときの契約課長でも部長でもいいんだけれど、これが外れていたということは、皆さん御存じだったんですか。知ったのはいつ頃ですか。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　移動式観覧席が外れていたというのは、もちろん３回目の工事をどういうふうな形で入札をやるかというような話合いをやっておりましたので、そのときの時点では、もう工事のほうに戻すのは、固定した観覧席、工事に付随した観覧席だけ戻すということ。それから、移動の観覧席はもう本来的にはやはり備品だろうというようなことで、備品のほうにしようということは、３回目の入札の前から私どもはもちろん承知していたということでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　そうでしょうね。承知していた。でも説明はしていなかった。どこの議事録にもない。そういうことですね、分かりました。

ちょっと最後になりますけれど、当時、急いで契約してくださいと。コロナの第１波が来て、学校閉鎖までやった時期でしたよ。５月の臨時議会で承認したんだけれど、このときにもう一つの理由として、工期が間に合わなくなると。有利な財源があると。公共施設等適正管理推進事業債と、もしくは社会資本整備総合交付金、これが工期が延びて、半年以上延びて、令和４年度になったら、ちょっと一般財源から持ち出しが、今のところ工期が延びたら１２億円、今は１９億３千万円の持ち出しになっておりますけれども、工期が延びると３１億６千万円となり、１２億３千万円も一般会計の持ち出しが増えると。我々もそれはいかんということで、賛同したところもあるんですね。結局は、その後、フミン酸云々ということで工期が延びました。これは問題なかったんですか。今言ったような補助金対象の事業債が借りられたんですか、そこだけ教えてください。

○議長（秀村長利）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　確かに、新体育館の工事については、財源の期限との関係で、かなり救急というか、それに間に合わせないといけないということで、その期限が令和３年度、令和４年３月３１日までに工事を完了しないといけないというようなことでございました。その後、フミン酸が出たということもございましたけれども、いわゆる適正化推進債、これは５年期限のものでございましたけれども、これが延長されたということで、いわゆるそれ以降についても、そういう有利な起債が対象となりますというような国の制度が見直しをされました。社会資本整備交付金についても、これも延長と、もう一つは制度の見直しがありましたので、これについてもフミン酸で１年延びましたけれども、対象となって、交付金を受けられるようになっているというような状況でございます。これについては、その当時、この入札をしました令和２年５月、その当時にはまず想定がされていませんでしたけれど、その後そういう形で出てきたというものでございます。

○議長（秀村長利）

　１３番　小幡俊之議員。

○１３番（小幡俊之）

　何と言いましょうか、よかったね、これはね。だから持ち出しは、結論的には増えていないということね。もう時間が来ましたけれど、質問の中に―――、

○議長（秀村長利）

　小幡俊之議員に申し上げます。時間が終了しておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明９月１３日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　２時４１分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　秀　村　長　利

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　守　光　博　正

２４番　　瀬　戸　　　光

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　平　山　　　悟

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　二　石　記　人

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　生　山　真　希

書記　　宮　山　哲　明

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

副市長　　藤　江　美　奈

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　東　　　剛　史

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　福　田　憲　一

経済部長　　兼　丸　義　経

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　中　村　洋　一

教育部長　　山　田　哲　史

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　樋　口　嘉　文

経済政策推進室長　　早　野　直　大

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　臼　井　耕　治

都市建設部次長　　大　井　慎　二

農業委員会事務局長　　田　中　善　広